

改正後

現行

「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」

H31.4  
(単位: %)

(国営: その1)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考
		農 林 水 産 省				
		国庫率	都府県	市町村		
ア	イ	ウ	エ			
農業生産基盤整備 事業費	かんがい排水 事業費	75	70	25	5	〔 〕書はかんがい排水の農業用 水再編対策事業(地域用水機能増進 型)及び流域水質保全機能増進事業 に適用する。ただし、ダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 < >書は併せ行うため池整備に 適用する。(注23) << >>書は一体的に行う耐震化対 策及び一体的に行う地域防災対策 に適用する。(注24) ( )書は更新事業に適用する。 (〇)書は緊急対策に適用する。 (注26)
		70	70	20	8	
		70	2/3	23.4	8	
		67.5	2/3	20.9	8	
		65	2/3	19	8	
		60	2/3	17	6	
		[※]	[2/3]	[17]	[7]	
		<65>	<2/3>	<30>	<3.4>	
		<<※>>	<<2/3>>	<<30>>	<<3.4>>	
		<<※>>	<<70>>	<<30>>	<<0>>	
		(※)	(2/3)	(19.4)	(9)	
		(※)	(2/3)	(22)	(11.4)	
		〔ただし田以外:特殊土壌等〕				
		65	2/3	17	6	「田以外:特殊土壌等」とは平成 5年4月1日付け5構改D第194 号による改正前の国営かんがい排 水事業実施要綱第6の1の(1)の ウの(イ)及び(2)に規定する特殊 土壌地帯における田以外にかかる 部分並びに琵琶湖総合開発特別措 置法(昭和47年法律第64号)に基 づく指定に係る事業を示す。
		〔ただしファームボンド、先行核地域及 び農業水利制御システム〕				
		50	50	25	10	「ファームボンド、先行核地域及 び農業水利制御システム」とは国営 かんがい排水事業実施要綱(平成元 年7月7日付け元構改D第532号 農林水産事務次官依命通知)第2の 3、4、5及び7により行う事業を 示す。
農用地再編整備 事業費	国営農用地再編整備 事業費	60	2/3	17	6	< >書は農地再編整備の中山間 地域型に適用する。 ( )書は国営緊急農地再編整備 に適用する。
		<※>	<2/3>	<24.4>	<5>	
		<65>	<55>	<30>	<10>	
		<60>	<55>	<28>	<11>	
		<50>	<50>	<29>	<14>	
		(※)	(2/3)	(25.2)	(5)	
総合農地防災 事業費	国営総合農地防災 (総合農地防災)	75	70	30	0	
		65	2/3	30	3.4	
		※	50	35	15	
		※	2/3	30	3.4	(土地改良施設突発事故 復旧事業)

「国営及び都道府県営土地改良事業における  
地方公共団体の負担割合の指針」

H30.7  
(単位: %)

(国営: その1)

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考
		農 林 水 産 省				
		国庫率	都府県	市町村		
ア	イ	ウ	エ			
農業生産基盤整 備事業費	かんがい排水 事業費	75	70	25	5	総合かんがい排水は、注4) による。 〔 〕書はかんがい排水の農業 用水再編対策事業(地域用水機能 増進型)及び流域水質保全機能 増進事業に適用する。ただし、 ダム、頭首工等の基幹的施設は 除く。 < >書は併せ行うため池整備 に適用する。 << >>書は一体的に行う耐震化 対策及び一体的に行う地域防災 対策に適用する。(注17) << >>書は一体的に行う耐震化 対策及び一体的に行う地域防災 対策に適用する。(注18) ( )書は更新事業に適用す る。
		70	70	20	8	
		70	2/3	23.4	8	
		67.5	2/3	20.9	8	
		65	2/3	19	8	
		60	2/3	17	6	
		[※]	[2/3]	[17]	[7]	
		<※>	<2/3>	<30>	<3.4>	
		<<※>>	<<2/3>>	<<30>>	<<3.4>>	
		<<※>>	<<70>>	<<30>>	<<0>>	
		(※)	(2/3)	(19.4)	(9)	
		(※)	(2/3)	(22)	(11.4)	
		〔ただし田以外:特殊土壌等〕				
		65	2/3	17	6	「ファームボンド、先行核地 域及び農業水利制御システム」 とは国営かんがい排水事業実施 要綱(平成元年7月7日付け元 構改D第532号農林水産事務次 官依命通知)第2の3、4、5 及び7により行う事業を示す。
		〔ただしファームボンド、先行核地域及び農 業水利制御システム〕				
		50	50	25	10	「ファームボンド、先行核地 域及び農業水利制御システム」 とは国営かんがい排水事業実施 要綱(平成元年7月7日付け元 構改D第532号農林水産事務次 官依命通知)第2の3、4、5 及び7により行う事業を示す。
		<特別型>				
		74	70	25	5	
		69	70	20	8	
		69	2/3	23.4	8	
		66	2/3	21	8	
		63	2/3	19	7	
		58	2/3	17	6	
		〔ただし田以外:特殊土壌等〕				
		63	2/3	17	6	
		〔ただしファームボンド、先行核地域及び農 業水利制御システム〕				
		48	50	25	9	
農用地再編整備 事業費	国営農用地再編整備 事業費	75	70	17.5	5	< >書は農地再編整備の中山 間地域型に適用する。 ( )書は国営緊急農地再編整備 に適用する。
		60	2/3	17	6	
		<※>	<2/3>	<24.4>	<5>	
		<65>	<55>	<30>	<10>	
		<60>	<55>	<28>	<11>	
		<50>	<50>	<29>	<14>	
		(※)	(2/3)	(25.2)	(5)	
直轄干拓事業費	国 営 干 拓 <一般型>	72	70	13	0	
		72	2/3	16.4	0	
		70	70	12	0	
		70	2/3	15.4	0	
		<特別型>				
		75	70	15	0	
		75	2/3	18.4	0	
		72	70	13	0	
		72	2/3	16.4	0	
総合農地防災 事業費	国営総合農地防災 <一般型>	75	70	30	0	
		65	2/3	30	3.4	
		※	50	35	15	
		※	2/3	30	3.4	(土地改良施設突発 事故復旧事業)

改正後

現行

H31.4  
(単位:%)

H30.7  
(単位:%)

(国営:その2)		事業等	地帯区分				備考
予算区分 一般会計(歳出)	国庫率		北海道				
			ア	イ	ウ	エ	
農業生産基盤整備 事業費	かんがい排水 事業費	国営かんがい排水	90	85	12	2	〔 〕書は直轄明渠排水及び内水 排除に適用する。 [ ]書はかんがい排水の環境保 全型かんがい排水事業、農業用水再 編対策事業(地域用水機能増進型) 及び流域水質保全機能増進事業に 適用する。ただし、ダム、頭首工等 の基幹的施設は除く。 <>書は併せ行うため池整備に 適用する。(注23) <<>書は一体的に行う耐震化対 策及び一体的に行う地域防災対策 に適用する。(注24) ( )書は更新事業に適用する。 (1)書は緊急対策に適用する。 (注26)
			<85>	<80>	<15>	<5>	
			85	85	10	2	
			85	80	15	2	
			[※]	[80]	[15]	[3]	
			<80>	<75>	<19>	<6>	
			80	75	19	3	
			80	85	15	0	
			77.5	85	13	2	
			77.5	75	22.5	2.5	
			75	75	20	4	
			70	75	17	3	
			[※]	[75]	[17]	[4]	
			<65>	<75>	<25>	<0>	
			<65>	<80>	<20>	<0>	
65	2/3	23	5				
55	60	27	5				
<<※>>	<<75>>	<<25>>	<<0>>				
(※)	(85)	(12)	(2)				
(※)	(80)	(16)	(2.5)				
(※)	(75)	(18)	(4.5)				
(※)	(85)	(13)	(2)				
(※)	(80)	(17)	(3)				
(※)	(75)	(19)	(6)				
〔ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕			55	50	27.5	9	
〔ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。							
農用地再編整備 事業費	国営農用地再編整備	80	75	15	4	<>書は農地再編整備の中山間 地域型に適用する。 ( )書は国営緊急農地再編整備 に適用する。	
		67.5	75	13	5		
		65	75	13	5		
		<※>	<75>	<18>	<4>		
		<60>	<55>	<28>	<11>		
		<60>	<50>	<33>	<11>		
		<55>	<50>	<31>	<13>		
		<50>	<50>	<29>	<14>		
(※)	(75)	(18.3)	(4)				
総合農地防災 事業費	国営総合農地防災 (総合農地防災)	65	75	25	0		
		(土地改良施設突発事故 復旧事業)	※	75	25		0
			※	85	15		0
			※	80	20		0

(国営:その2)		事業等	地帯区分				備考	
予算区分 食料安定供給特別会計(歳出) 一般会計(歳出)	国庫率		北海道					
			ア	イ	ウ	エ		
農業生産基盤整備 事業費	かんがい排水 事業費	国営かんがい排水 <一般型>	90	85	12	2	総合かんがい排水は、注4) による。 <>書は直轄明渠排水及び内 水排除に適用し、当該市町村エ 欄の値については平成4年度以 前の事業実施分にも適用する。 [ ]書はかんがい排水の環境 保全型かんがい排水事業、農業 用水再編対策事業(地域用水機能 増進型)及び流域水質保全機能増 進事業に適用する。ただし、ダ ム、頭首工等の基幹的施設は除 く。 ( )書は同管施設機能保全事 業に適用する。 [ ]書は併せ行うため池整備 に適用する。注17) <<>書は一体的に行う耐震化 対策及び一体的に行う地域防災 対策に適用する。注18) (1)書は更新事業に適用す る。 〔ファームボンド、先行核地域 及び農業水利制御システム〕と は国営かんがい排水事業実施要 綱(平成元年7月7日付け元構 改D第532号農林水産事務次官 依命通知)第2の3、4、5及 び7により行う事業を示す。	
			<85>	<80>	<15>	<5>		
			85	85	10	2		
			85	80	15	2		
			[※]	[80]	[15]	[3]		
			<80>	<75>	<19>	<6>		
			80	75	19	3		
			80	85	15	0		
			77.5	85	13	2		
			77.5	75	22.5	2.5		
			75	75	20	4		
			70	75	17	3		
			[※]	[75]	[17]	[4]		
			<65>	<75>	<25>	<0>		
			<65>	<80>	<20>	<0>		
65	2/3	23	5					
55	60	27	5					
<<※>>	<<75>>	<<25>>	<<0>>					
(※)	(85)	(12)	(2)					
(※)	(80)	(16)	(2.5)					
(※)	(75)	(18)	(4.5)					
(※)	(85)	(13)	(2)					
(※)	(80)	(17)	(3)					
(※)	(75)	(19)	(6)					
〔ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕			55	50	27.5	9		
<特別型>			89	85	12	2		
(かんがい排水)			<85>	<80>	<15>	<5>		
(内水排除)			84	85	10	2		
(総合かんがい排水)			84	80	15	2		
(細地帯水源整備)			<80>	<75>	<19>	<6>		
(広域かんがい排水)			79	85	15	0		
			76.5	85	13	2		
			76.5	75	22.5	2.5		
			74	75	20	4		
			69	75	17	3		
〔ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕			53	50	26.5	9		
農用地再編整備 事業費	国営農用地再編整備 <一般型>	(農地再編整備)	80	75	15	4	<>書は農地再編整備の中山 間地域型に適用する。 ( )書は国営緊急農地再編整 備に適用する。	
			67.5	75	13	5		
			65	75	13	5		
			<※>	<75>	<18>	<4>		
			<60>	<55>	<28>	<11>		
			<60>	<50>	<33>	<11>		
			<55>	<50>	<31>	<13>		
			<50>	<50>	<29>	<14>		
			(※)	(75)	(18.3)	(4)		
			<特別型>					
(農地開発)								
(総合農地開発)								
直轄干拓事業費	国営干拓 <一般型>		70	70	20	4		
			75	70	22	3		
総合農地防災 事業費	国営総合農地防災 <一般型>	(総合農地防災)	65	75	25	0		
			(土地改良施設突発 事故復旧事業)	※	75	25		0
				※	85	15		0
				※	80	20		0

改正後

現行

H31.4  
(単位：%)

H30.7  
(単位：%)

(国営：その3)		事業等	地帯区分				備考
予算区分 一般会計(歳出)	かんがい排水 事業費		沖繩				
			国庫率		県 ウ	市町村 エ	
			ア	イ			
農業生産基盤整備 事業費	かんがい排水 事業費	国営かんがい排水	100 85 [※] <※> (※) (※) (※) (※)	95 90 [90] <90> (95) (90) (95) (90)	5 7 [7] <10> (7) (7) (5) (8)	0 1 [1.5] <0> (0) (2) (0) (2)	[ ]書はかんがい排水の環境保 全型かんがい排水事業及び流域水 質保全機能増進事業に適用する。た だし、ダム、頭首工等の基幹的施設 は除く。 < >書は併せ行うため池整備に 適用する。(注23) ( )書は更新事業に適用する。 (0)書は緊急対策に適用する。 (注26)
		〔ただしファームボンド、先行核地域及 び農業水利制御システム〕	80	80	10	4	〔ファームボンド、先行核地域及 び農業水利制御システム〕とは国営 かんがい排水事業実施要綱(平成元 年7月7日付け元構改D第532号 農林水産事務次官依命通知)第2の 3、4、5及び7により行う事業を 示す。
農用地再編整備 事業費		国営農用地再編整備					
総合農地防災 事業費		国営総合農地防災 (総合農地防災)					
		(土地改良施設突発事故 復旧事業)	※ ※	90 95	10 5	0 0	

(国営：その3)		事業等	地帯区分				備考
予算区分 食料安定供給特別会計(歳出) 一般会計(歳出)	かんがい排水 事業費		沖繩				
			国庫率		県 ウ	市町村 エ	
			ア	イ			
農業生産基盤整備 事業費	かんがい排水 事業費	国営かんがい排水 <一般型>	100 85 [※] <※> (※) (※) (※)	95 90 [90] <90> (95) (90) (95)	5 7 [7] <10> (7) (7) (5)	0 1 [1.5] <0> (0) (1) (0) (2)	総合かんがい排水は、注4) による。 [ ]書はかんがい排水の環境 保全型かんがい排水事業及び流 域水質保全機能増進事業に適用 する。ただし、ダム、頭首工等 の基幹的施設は除く。 ( )書は国営施設機能保全事 業に適用する。 < >書は併せ行うため池整備 に適用する。注17) (0)書は更新事業に適用す る。
		〔ただしファームボンド、先行核地域及び農 業水利制御システム〕	80	80	10	4	〔ファームボンド、先行核地 域及び農業水利制御システム〕 とは国営かんがい排水事業実施 要綱(平成元年7月7日付け元 構改D第532号農林水産事務次 官依命通知)第2の3、4、5 及び7により行う事業を示す。
		<特別型>					
		(かんがい排水 ) (内水排除 ) (総合かんがい排水 ) (畑地帯水源整備 ) (広域かんがい排水 )					
農用地再編整備 事業費		国営農用地再編整備					
国営農用地再編開発 事業費		国営農用地再編開発 <一般型>					
国営農用地開発 事業費		(農地再編整備 ) (農地開発 ) (総合農地開発 )					
		<特別型>					
		(農地開発 ) (総合農地開発 )					
		草 地 開 発 <一般型>					
直轄干拓事業費		国 営 干 拓 <一般型>					
		<特別型>					
総合農地防災 事業費		国営総合農地防災 <一般型>					
		(総合農地防災 )					
		(土地改良施設突発 事故復旧事業)	※ ※	90 95	10 5	0 0	

改正後

現行

H31.4  
(単位：%)

予算区分 一般会計(歳出)		事業等	地帯区分				備考
			奄		美		
			国庫率		県	市町村	
ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤整備 事業費	かんがい排水 事業費	国営かんがい排水	95	90	8	1	〔 〕書は流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。(注23) ( )書は更新事業に適用する。 (〇)書は緊急対策に適用する。(注26)
			85	[90]	[7]	[1.5]	
			(※)	<90>	<10>	<0>	
			(※)	(90)	(8.5)	(1)	
			(※)	(90)	(7)	(2)	
			((※))	((90))	((9))	((1))	
			((※))	((90))	((8))	((2))	
			〔ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕				
			70	65	20	6	〔ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。
農用地再編整備 事業費	国営農用地再編整備						
総合農地防災 事業費	国営総合農地防災 (総合農地防災)						
	(土地改良施設突発事故 復旧事業)	※	90	10	0		

H30.7  
(単位：%)

予算区分 食料安定供給特別会計(歳出) 一般会計(歳出)		事業等	地帯区分				備考
			奄		美		
			国庫率		県	市町村	
ア	イ	ウ	エ	オ			
農業生産基盤整備 事業費	かんがい排水 事業費	国営かんがい排水 <一般型>	95	90	8	1	総合かんがい排水は、注4)による。 〔 〕書は流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ( )書は国営施設機能保全事業に適用する。 ( )書は併せ行うため池整備に適用する。注17) (〇)書は更新事業に適用する。
			85	[90]	[7]	[1.5]	
		(かんがい排水 )	(※)	(90)	(8)	(1)	
		(造成土地改良 )	(※)	(90)	(7)	(1)	
		(明渠排水 )	(※)	(90)	(10)	(0)	
		(内水排除 )	((※))	((90))	((8.5))	((1))	
		(施設改修 )	((※))	((90))	((7))	((2))	
		(総合かんがい排水 )					
		(畑地帯水源整備 )					
		(広域かんがい排水 )					
			〔ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕				
			70	65	20	6	〔ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。
		<特別型>					
		(かんがい排水 )					
		(内水排除 )					
		(総合かんがい排水 )					
		(畑地帯水源整備 )					
		(広域かんがい排水 )					
農用地再編整備 事業費	国営農用地再編整備						
国営農用地再編開発 事業費	国営農用地再編開発 <一般型>	90	85	10	2		
	(農地再編整備 )						
	(農地開発 )						
	(総合農地開発 )						
	<特別型>						
	(農地開発 )						
	(総合農地開発 )						
直轄干拓事業費	国営干拓 <一般型>						
	<特別型>						
総合農地防災 事業費	国営総合農地防災 <一般型>						
	(総合農地防災 )						
	(土地改良施設突発 事故復旧事業)	※	90	10	0		

改正後

現行

H31.4  
(単位:%)

H30.7  
(単位:%)

(国営:その5)		地帯区分				備 考		
予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	離 島						
		国庫率		都 県	市 町 村			
		ア	イ				ウ	エ
農業生産基盤整備 事業費	かんがい排水 事業費	国営かんがい排水				〔 〕書はかんがい排水の農業用 水再編対策事業(地域用水機能増進 型)及び流域水質保全機能増進事業 に適用する。ただし、ダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 〈 〉書は併せ行うため池整備に 適用する。(注23) ( )書は更新事業に適用する。 (())書は緊急対策に適用する。 (注26)		
		90	85	12	2			
		85	85	10	2			
		85	80	15	2			
		[※]	[80]	[15]	[3]			
		80	85	15	0			
		77.5	85	13	2			
		77.5	75	22.5	2.5			
		75	75	20	4			
		70	75	17	3			
		[※]	[75]	[17]	[4]			
		<※>	<75>	<25>	<0>			
		<※>	<80>	<20>	<0>			
		(※)	(85)	(12)	(2)			
		(※)	(80)	(16)	(2.5)			
(※)	(75)	(18)	(4.5)					
((※))	((85))	((13))	((2))					
((※))	((80))	((17))	((3))					
((※))	((75))	((19))	((6))					
		〔ただしファームボンド〕、先行核地域及び農業水利制御システム		53	50	27.5	9	〔ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。
農用地再編整備 事業費	国営農用地再編整備							
総合農地防災 事業費	国営総合農地防災 (総合農地防災)							
		(土地改良施設突発 事故復旧事業)	※	75	25	0		
			※	85	15	0		
		※	80	20	0			

(国営:その5)		地帯区分				備 考		
予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	離 島						
		国庫率		都 県	市 町 村			
		ア	イ				ウ	エ
農業生産基盤整 備事業費	かんがい排水 事業費	国営かんがい排水 <一般型>				総合かんがい排水は、注4) による。 〔 〕書はかんがい排水の農業 用水再編対策事業(地域用水機能 増進型)及び流域水質保全機能 増進事業に適用する。ただし、 ダム、頭首工等の基幹的施設は 除く。 ( )書は国営施設機能保全事 業に適用する。 〈 〉書は併せ行うため池整備 に適用する。注17) (())書は更新事業に適用す る。		
		90	85	12	2			
		85	85	10	2			
		85	80	15	2			
		[※]	[80]	[15]	[3]			
		80	85	15	0			
		77.5	85	13	2			
		77.5	75	22.5	2.5			
		75	75	20	4			
		70	75	17	3			
		[※]	[75]	[17]	[4]			
		<※>	<75>	<25>	<0>			
		<※>	<80>	<20>	<0>			
		(※)	(85)	(12)	(2)			
		(※)	(80)	(16)	(2.5)			
(※)	(75)	(18)	(4.5)					
((※))	((85))	((12))	((2))					
((※))	((80))	((16))	((2.5))					
((※))	((75))	((18))	((4.5))					
		〔ただしファームボンド〕、先行核地域及び農 業水利制御システム		55	50	27.5	9	〔ファームボンド、先行核地 域及び農業水利制御システム〕 とは国営かんがい排水事業実施 要綱(平成元年7月7日付け元 構改D第532号農林水産事務次 官依命通知)第2の3、4、5 及び7により行う事業を示す。
		<特別型>						
		89	85	12	2			
		84	85	10	2			
		84	80	15	2			
		79	85	15	0			
		76.5	85	13	2			
		76.5	75	22.5	2.5			
		74	75	20	4			
		69	75	17	3			
		〔ただしファームボンド〕、先行核地域及び農 業水利制御システム		53	50	26.5	9	
農用地再編整備 事業費	国営農用地再編整備							
国営農用地再編開発 事業費	国営農用地再編開発 <一般型>							
国営農用地開発 事業費	(農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発)							
	<特別型>							
	(農地開発) (総合農地開発)							
直轄干拓事業費	草 地 開 発 <一般型>							
	国 営 干 拓 <一般型>							
	<特別型>							
総合農地防災 事業費	国営総合農地防災 <一般型>							
	(総合農地防災)							
	(土地改良施設突発 事故復旧事業)	※	75	25	0			
		※	85	15	0			
		※	80	20	0			

改正後

現行

H31.4  
(単位:%)

(都道府県営:その1)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国庫率	都府県	市町村			
		ア	イ	ウ	エ		
農業生産基盤整備 事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地 整備事業	※	50	27.5	10	
		※	55	27.5	10		
	農業競争力強化農地整備事業	農地整備事業	※	50	27.5	10	営農環境整備(注21)を除く。 ( )書及び[ ]書は防災関連事 業に係るものに適用する。(注22)
		※	55	27.5	10		
		(※)	(50)	(32)	(18)		
		(※)	(55)	(32)	(13)		
	※	[50]	[29]	[14]			
	※	[55]	[29]	[14]			
	草地畜産基盤整備事業	※	50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備 (注21)を除く。	
		※	55	25	10		
水利施設等保全高度化事業	(一般型)	※	50	25	10	営農環境整備(注21)を除く。 < >書は地域用水機能増進型に適 用する。ただし、ダム、頭首工等の 基幹的施設は除く。 (一般型)及び(特別型)と併せ行 う農村地域防災減災事業は(注25) によるもので、同事業の負担割合を 適用する。	
	<※>	<50>	<25>	<11>			
	(特別型)	※	50	27.5	10		
	※	55	27.5	10			
(簡易整備型)	※	50	27.5	10			
	※	55	27.5	10			
農村地域防災減災 事業費	防災ダム整備事業	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。	
	ため池整備事業	(地震・豪雨対策型)	60	55	34	11	注8)に該当するものに適用する。
		60	50	39	11		
		55	50	34	16		
		※	55	39	6		
	※	55	34	11			
	※	50	34	16			
	(一般整備型)	60	55	28	11	注9)に該当するものに適用する。	
		60	50	33	11		
		※	55	33	11		
50		50	29	14			
※	55	29	14				
(ため池長寿命化型)	50	50	29	14			
	※	55	29	14			
(ため池群整備型)	※	55	34	11	注8)に該当するものに適用する。		
	※	50	34	16			
用排水施設等整備事業	湛水防除事業	60	55	37	8		
		60	50	42	8		
	※	55	42	3			
	55	50	37	13			
	※	55	37	8			
	50	50	32	18			
	※	55	32	13			
	地盤沈下対策事業	60	55	34	11		
		60	50	39	11		
		55	50	34	16		
※		55	39	6			
※	55	34	11				
用排水施設整備事業	60	55	28	11	注10)に該当するものに適用する。		
	60	50	33	11			
	※	55	33	11			
	50	50	29	14			
※	55	29	14				
鉱毒対策事業	65	50	44	6			
	50	50	32	18			

H30.7.  
(単位:%)

(都道府県営:その7)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国庫率	都府県	市町村			
		ア	イ	ウ	エ		
農業競争力強化基 盤整備事業費	農地中間管理機構関連 農地整備事業	農地中間管理機構関連農 地整備事業	※	50	27.5	10	
		※	55	27.5	10		
	農業競争力強化農地 整備事業	農 地 整 備	※	50	27.5	10	営農環境整備(注15)を除 く。 ( )書及び[ ]書は防災関連事 業に係るものに適用する。 注16)
			(※)	(50)	(32)	(18)	
			(※)	(55)	(32)	(13)	
			[※]	[50]	[29]	[14]	
	[※]	[55]	[29]	[14]			
	草地畜産基盤整備	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。	※	50	25	10	
			※	55	25	10	
	水利施設等保全高度化 事業	(一般型)	※	50	25	10	営農環境整備(注15)を除 く。 < >書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。
<※>		<50>	<25>	<11>			
(特別型)		※	50	27.5	10		
※	55	27.5	10				
(簡易整備型)	(一般型)及び(特別型)と併 せ行う農村地域防災減災事業は (注19)によるもので、同事業 の負担割合を適用する。	※	50	27.5	10		
		※	55	27.5	10		

H30.7.  
(単位:%)

(都道府県営:その3)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国庫率	都府県	市町村			
		ア	イ	ウ	エ		
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事業 農 地 防 災	(防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用 する。
			60	55	34	11	
			60	50	39	11	
			55	50	34	16	
			50	50	32	18	
			※	55	39	6	
			※	55	34	11	
			※	50	34	16	
			<60>	<55>	<37>	<8>	
			<60>	<50>	<42>	<8>	
<※>	<55>	<42>	<3>				
60	55	28	11	< >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。			
60	50	33	11				
※	55	33	11				
<50>	<50>	<32>	<18>				
<※>	<55>	<32>	<13>				
<※>	<50>	<32>	<18>				
50	50	29	14				
※	55	29	14				
60	55	37	8				
60	50	42	8				
※	55	42	3				
55	50	37	13				
※	55	37	8				
50	50	32	18				
※	55	32	13				
※	55	35	10				
※	50	35	15				
農地保全整備 (農地保全整備)	65	55	30	10			
	※	50	32	18			
	50	50	29	14			
	45	45	31	16			
40	40	30	11				

(都道府県営:その2)

H31.4 (単位:%)

Table with columns: 予算区分 (一般会計(歳出)), 事業等, 地帯区分 (農林水産省, 国庫率, 都府県, 市町村), 備考. Rows include 農業生産基盤整備事業費, 農山村地域防災減災事業費, 農山村地域整備事業費, etc.

Table with columns: 事業等 (水質保全対策, 地盤沈下対策, etc.), 国庫率, 都府県, 市町村, 備考. Rows include 水質保全対策, 地盤沈下対策, 突発事故復旧, etc.

(都道府県営:その4)

H30.7 (単位:%)

Table with columns: 予算区分 (一般会計(歳出)), 事業等, 地帯区分 (農林水産省, 国庫率, 都府県, 市町村), 備考. Rows include 農山漁村地域整備事業費, 地域自主戦略交付金, 農地整備, etc.

(都道府県営:その5)

H30.7 (単位:%)

Table with columns: 予算区分 (一般会計(歳出)), 事業等, 地帯区分 (農林水産省, 国庫率, 都府県, 市町村), 備考. Rows include 農山漁村地域整備事業費, 地域自主戦略交付金, etc.

(都道府県営:その3)

H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国庫率	都府県	市町村			
		ア	イ	ウ	エ		
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地防災					
		防災ダム事業 (防災ダム工事)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。
		(防災ため池工事)	60	55	34	11	注8)に該当するものに適用する。
			60	50	39	11	
			55	50	34	16	
			※	55	39	6	
			※	55	34	11	
		(地震対策ため池 防災工事)	※	55	34	11	
			※	50	31	16	
		ため池等整備事業 (ため池整備工事)	60	55	28	11	注9)に該当するものに適用する。
		(ため池整備工事 (特別対策型))	60	50	33	11	
		(ため池整備工事 (都市型緊急整備事業))	50	50	29	14	
		(ため池水質改善工事)					
		(ため池等農地災害 危機管理対策事業)					
		(用排水施設整備工事)	60	55	28	11	注10)に該当するものに適用する。
		(湖岸堤防工事)	60	50	33	11	
			50	50	29	14	
			※	50	29	14	
		湛水防除事業	60	55	37	8	
			60	50	42	8	
			55	50	37	13	
			50	50	32	18	
		農地保全事業	65	55	30	10	
	※	50	32	18			
	50	50	29	14			
	45	45	31	16			
	40	40	30	11			
農村地域環境保全整備事業 (農村地域環境保全総合 整備事業)					農業生産基盤整備(注17)及び農 村保全管理施設(注18)に係るもの は、各事業の負担割合を適用する。		
(特定農業用管水路等特別 対策事業)	※	50	35	10			
地盤沈下対策事業	60	55	34	11			
	60	50	39	11			
	55	50	34	16			
	※	55	39	6			
	※	55	34	11			
地域ため池総合整備事業	※	55	28	11	注9)に該当するものに適用する。		
	※	50	29	14			
	※	55	29	14			
農業用河川工作物等応急 対策事業	60	55	37	8	注12)に該当するものに適用する。		
	60	50	42	8			
	50	50	32	18			
土地改良施設耐震対策事業	※	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。		
農村災害対策整備事業	※	50	29	14	注16)に該当するものに適用する。 ただし、農村生活維持施設整備(注 21)を除く。		
	※	55	29	14			
	<※>	<2/3>	<29>	<4.4>	<>書は南海トラフ地震に係る地 震防災対策の推進に関する特別措置 法に基づいて実施される避難施設整 備に適用する。		
ため池群整備事業	※	55	34	11	注8)に該当するものに適用する。		
	※	50	34	16			
土地改良施設豪雨対策事業	※	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。		
水質保全対策事業	55	55	34	11	水質保全対策のうち水質保全施設 に係るもの、公害防止計画に基づく もの及び水質保全施設と併せ行う施 設に適用する。(注13)		
	55	50	34	16			
	50	50	32	18			
	※	55	34	11			

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国庫率	都府県	市町村			
		ア	イ	ウ	エ		
農 地 防 災	(防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。	
		60	55	34	11		
		60	50	39	11		
		55	50	34	16		
		50	50	32	18		
		※	55	39	6		
		※	55	34	11		
		※	50	34	16		
		(ため池等整備)	<60>	<55>	<37>	<8>	注8)に該当するものに適用する。
		<60>	<50>	<42>	<8>		
		60	55	28	11		
		60	50	33	11		
		<50>	<50>	<32>	<18>		
		<※>	<50>	<32>	<18>		
		50	50	29	14		
※	50	29	14				
※	55	29	14				
(※)	(55)	(28)	(11)				
(湛水防除)	60	55	37	8	総合農地防災事業で実施する 湛水防除を含む。		
60	50	42	8				
55	50	37	13				
50	50	32	18				
※	55	35	10				
※	50	35	15				
農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	65	55	30	10	地すべり対策を除く。		
	※	50	32	18			
	50	50	29	14			
	45	45	31	16			
	40	40	30	11			
水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災							
(水質保全対策)	60	55	34	11	農村地域環境保全整備(農業生 産基盤整備(注9)及び農村保 全管理施設(注10)に係るもの) は、注4)による。		
(地盤沈下対策)	60	50	39	11			
(総合農地防災)	55	55	34	11			
	55	50	34	16			
	50	50	32	18			
	※	50	35	15			
	(※)	(50)	(35)	(10)			
	<※>	<55>	<35>	<10>			
	<※>	<50>	<35>	<15>			
(農村災害対策 整備)	※	<2/3>	<29>	<4.4>	<>書は南海トラフ地震に係 る地震防災対策の推進に関する 特別措置法に基づいて実施され る避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備及び農村保 全管理施設に係るものに適用す る。		
	※	55	29	14			
	※	50	29	14			
	(※)	(55)	(29)	(14)			
	[※]	[55]	[32]	[13]			
中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)		
(中山間地域総 合整備)	60	55	30	10	農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。		
(農地環境整備)	60	55	30	10			

(都道府県営:その6)

H30.7.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国庫率	都府県	市町村			
		ア	イ	ウ	エ		
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	集 落 基 盤 整 備	※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
			50	50	25	10	<>書は地域用水機能の増進 を伴う農業用排水施設整備に 係るものに適用する。ただし、 ダム、頭首工等の基幹的施設は 除く。
			<※>	<50>	<25>	<11>	[ ]書は基幹水利施設補修に 係るものに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。
地域自主戦略 交付金	地域自主戦略交付金		[50]	[50]	[25]	[10]	
			[※]	[45]	[27.5]	[10]	

(都道府県営:その4)

H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国庫率	都府県	市町村			
ア	イ	ウ	エ				
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農村整備					
		集落基盤再編型	※ 50 <※> [50] [※]	50 50 <50> [50] [45]	25 25 <25> [25] [27.5]	10 10 <11> [10] [10]	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。 <>書は地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備に係るものに適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。(注19) [ ]書は基幹水利施設補修に係るものに適用する。(注20)
		中山間地域総合整備型	60	55	30	10	
		農地環境整備型	60	55	30	10	
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	※ 50 (※) (※) [※] [※]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (18) [14] [14]	
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災 事業					
		(長寿命化対策)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10	
		(防災減災対策)	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	50 55 50 55 50 55 55	34 34 29 29 32 32 35 35	16 11 14 14 18 13 10 10	

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

		農業基盤整備促進	※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	( )書及び[ ]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)	
		農業水利施設保全合理化 事業	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10		
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農 地 整 備	※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注15)を除く。 ( )書及び[ ]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)	
		水 利 施 設 整 備						
		水利施設等整備事業	※ <※> ※ ※	50 <50> 50 55	25 <25> 27.5 27.5	10 <11> 10 10		<>書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注15)を除く。
		農業水利施設保全合理化 事業	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10		

H30.7.  
(単位:%)

(都道府県営:その8)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国庫率	都府県	市町村			
ア	イ	ウ	エ				
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化対策 整備交付金	農地耕作条件改善事業	※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	( )書及び[ ]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)

H30.7.  
(単位:%)

(都道府県営:その9)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国庫率	都府県	市町村			
ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全管理 整備交付金	農業水路等長寿命化・防 災減災事業					
		(長寿命化対策)	※ ※	50 55	27.5 27.5	10 10	
		(防災減災対策)	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	50 55 50 55 50 55 55	34 34 29 29 32 32 35 35	16 11 14 14 18 13 10 10	

農業生産基盤整備事業費(かんがい排水事業費補助、経営体育成基盤整備事業費補助、圃場整備事業費補助、諸土地改良事業費補助、  
畑地帯総合農地整備事業費補助、農地防災事業費補助、農地保全事業費補助、農村環境保全対策事業費補助)(略)

震災対策農業水利施設整備事業費補助(略)

農村整備事業(農村総合整備事業費補助、農村振興整備事業費補助、山間総合整備事業費補助)(略)

戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費(略)

6次産業化等促進基盤整備事業(略)

農業施設災害関連事業費(略)

農業競争力強化基盤整備事業費(農業競争力強化基盤整備事業、農業基盤整備促進事業、農業水利施設保全合理化事業、

水利施設整備事業(農地集積促進型)、高収益作物導入促進基盤整備事業)(略)

農村地域復興再生基盤総合整備事業(略)

農業生産基盤保全管理等推進費(農業体質強化基盤整備促進事業費)(略)

改正後

現行

H31.4  
(単位：%)

H30.7.  
(単位：%)

(都道府県営：その5)

(都道府県営：その16)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		北 海 道					
		国 庫 率		道	市町村		
		ア	イ				
農業生産基盤整備 事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地 整備事業	※	50	32.5	10	
			※	55	32.5	10	
	農業競争力強化農地整備事業	農地整備事業	※	50	32.5	10	営農環境整備(注21)を除く。 ( )書及び[ ]書は防災関連事 業に係るものに適用する。(注22)
			※	52	32.5	10	
			※	55	32.5	10	
			(※)	(52)	(32)	(16)	
			(※)	(55)	(32)	(13)	
			[※]	[52]	[29]	[14]	
			[※]	[55]	[29]	[14]	
	草地畜産基盤整備事業	※	50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備 (注21)を除く。	
		※	55	25	10		
	水利施設等保全高度化事業	(一般型)	※	50	27.5	9	営農環境整備(注21)を除く。 < >書は地域用水機能増進型に 適用する。ただし、ダム、頭首工等の 基幹的施設は除く。 ( )書は畑地帯総合整備型に適用 する。ただし補助率の嵩上げは畑地 帯担い手育成型のみ適用する。
			<※>	<50>	<27.5>	<10>	
			※	50	32.5	10	
			※	55	32.5	10	
(※)			(52)	(28)	(8)		
(特別型)	※	50	32.5	10	( )書は畑地帯総合整備型に適用 する。ただし補助率の嵩上げは畑地 帯担い手育成型のみ適用する。		
	※	55	32.5	10			
	(※)	(55)	(28)	(8)			
(簡易整備型)	※	50	32.5	10	(一般型)及び(特別型)と併せ 行う農村地域防災減災事業は(注25) によるもので、同事業の負担割合を 適用する。		
	※	52	32.5	10			
	※	55	32.5	10			
農村地域防災減災 事業費	防災ダム整備事業	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。	
	ため池整備事業	(地震・豪雨対策型)	60	55	34	11	注8)に該当するものに適用する。
			60	50	39	11	
			55	50	34	16	
			※	55	39	6	
			※	55	34	11	
			※	50	34	16	
	(一般整備型)	60	55	28	11	注9)に該当するものに適用する。	
		60	50	33	11		
		※	55	33	11		
		50	50	29	14		
(ため池長寿命化型)	50	50	29	14			
	※	55	29	14			
用排水施設等整備事業	湛水防除事業						
		60	55	37	8		
		60	50	42	8		
		※	55	42	3		
		55	50	37	13		
	地盤沈下対策事業	※	55	37	8		
		50	50	32	18		
		※	55	32	13		
	用排水施設整備事業	60	55	28	11	注10)に該当するものに適用する。	
		60	50	33	11		
※		55	33	11			
50		50	29	14			
鉱毒対策事業	65	50	41	9			
	50	50	32	18			

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		北 海 道					
		国 庫 率		道	市町村		
		ア	イ				
農業競争力強化基 盤整備事業	農地中間管理機構関 連農地整備事業	農地中間管理機構関連農 地整備事業	※	50	32.5	10	
			※	55	32.5	10	
	農地整備	農地整備	※	50	32.5	10	営農環境整備(注15)を除く。 ( )書及び[ ]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)
			※	52	32.5	10	
			※	55	32.5	10	
			(※)	(52)	(32)	(16)	
			(※)	(55)	(32)	(13)	
			[※]	[52]	[29]	[14]	
	草地畜産基盤整備	草地畜産基盤整備	※	50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。
			※	55	25	10	
水利施設等保全高度 化事業	(一般型)	※	50	27.5	9	営農環境整備(注15)を除く。 < >書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 ( )書は畑地帯総合整備型に 適用する。ただし補助率の嵩上 げは畑地帯担い手育成型のみ適 用する。 (一般型)及び(特別型)と 併せ行う農村地域防災減災事業 は(注19)によるもので、同事 業の負担割合を適用する。	
		<※>	<50>	<27.5>	<10>		
		※	50	32.5	10		
		※	55	32.5	10		
		(※)	(52)	(28)	(8)		
		(※)	(55)	(28)	(8)		
(特別型)	※	50	32.5	10	( )書は畑地帯総合整備型に適用 する。ただし補助率の嵩上げは畑地 帯担い手育成型のみ適用する。		
	※	55	32.5	10			
	(※)	(55)	(28)	(8)			
(簡易整備型)	※	50	32.5	10	(一般型)及び(特別型)と 併せ行う農村地域防災減災事業 は(注19)によるもので、同事 業の負担割合を適用する。		
	※	52	32.5	10			
	※	55	32.5	10			

(都道府県営：その11)

H30.7.  
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		北 海 道					
		国 庫 率		道	市町村		
		ア	イ				
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事 業	農 地 防 災 (防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用 する。
			60	55	34	11	
			60	50	39	11	
			55	50	34	16	
			50	50	32	18	
			※	55	39	6	
			※	55	34	11	
			※	50	34	16	
			※	55	32	13	

(都道府県営:その6)

H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		北 海 道					
		国庫率	道	市町村			
ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災 事業費	農地保全整備事業	※	50	36	14	
			60	50	33	11	
			55	50	31	13	
			50	50	29	14	
		地域防災機能増進事業					
		土地改良施設豪雨対策事業	※	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。
			※	55	32	13	
		土地改良施設耐震対策事業	※	55	37	8	
			※	50	32	18	
			※	55	32	13	
		農道防災対策工事	※	55	37	8	
			※	50	32	18	
			※	55	32	13	
		農業用河川工物等応急対策 事業	60	55	37	8	注12)に該当するものに適用する。
			60	50	42	8	
			※	55	42	3	
			50	50	32	18	
	※	55	32	13			
特定農業用管路等特別対策 事業	※	50	35	10			
	※	55	35	10			
水質保全対策事業	55	55	34	11	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
	55	50	34	16			
	50	50	32	18			
	※	55	34	11			
公害防除特別土地改良事業	2/3	55	41	4	注14)に該当するものに適用する。		
	65	55	41	4	農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。		
	55	50	34	16			
	50	50	32	18			
農業用施設等災害管理対策 事業	※	50	29	14	注15)に該当するものに適用する。		
	※	55	29	14			
農村防災施設整備事業	※	50	29	14	注16)に該当するものに適用する。		
	※	55	29	14	ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く		
農業水利施設危機管理対策事 業	※	50	29	14			
	※	55	29	14			
土地改良施設突発事故復旧 事業	※	50	32	18			
	※	55	32	13			
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地整備					
		農地整備事業	※	50	32.5	10	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
			※	52	32.5	10	
			※	55	32.5	10	
		農業基盤整備促進事業	※	50	32.5	10	( )書及び( )書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
			※	52	32.5	10	
			※	55	32.5	10	
			(※)	(52)	(32)	(16)	
			(※)	(55)	(32)	(13)	
			[※]	[52]	[29]	[14]	
			[※]	[55]	[29]	[14]	
		草地畜産基盤整備事業	※	50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
			※	55	25	10	
		水利施設整備					
		水利施設等整備事業	※	50	27.5	9	( )書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。
			<※>	<50>	<27.5>	<10>	
			※	52	28	8	
	※	55	28	8	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。 ただし補助率の嵩上げは畑地帯担い手育成型のみ適用する。		
農業水利施設等保全合理化 事業	※	50	32.5	10			
	※	55	32.5	10			

(都道府県営:その12)

H30.7.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		北 海 道						
		国庫率	道	市町村				
ア	イ	ウ	エ					
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事業 費	農 地 防 災						
			(ため池等整備)	<60>	<55>	<37>	<8>	注8)に該当するものに適用する。
				<60>	<50>	<42>	<8>	
				<※>	<55>	<42>	<3>	
				60	55	28	11	<>書は農村保全管理施設のうち河川工物応急対策に係るものに適用する。
				60	50	33	11	
				※	55	33	11	
				<50>	<50>	<32>	<18>	
				<※>	<55>	<32>	<13>	
				<※>	<50>	<32>	<18>	
				50	50	29	14	
				※	55	29	14	
			(湛水防除)	60	55	37	8	
				60	50	42	8	
				※	55	42	3	
				55	50	37	13	
				※	55	37	8	
	50	50	32	18				
	※	55	32	13				
	※	55	36	9				
	※	50	36	14				
農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	※	50	36	14				
	60	50	33	11				
	55	50	31	13				
	50	50	29	14				
水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災 公 害 防 除 特 別 土 地 改 良								
(水質保全対策)	2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。			
(地盤沈下対策)	65	55	41	4				
(総合農地防災)	55	55	34	11	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。			
(公害防除特別 土地改良)	55	50	34	16	( )書は特定農業用管路等特別対策に適用する。			
	50	50	32	18	<>書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。			
	※	55	34	11				
	※	50	36	14				
	(※)	(50)	(35)	(10)				
	(※)	(55)	(35)	(10)				
	<※>	<55>	<36>	<9>				
	<※>	<50>	<36>	<14>				
(農村災害対策 整備)	※	50	29	14	農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。			
	(※)	(55)	(29)	(14)	( )書は中山間地域等で実施するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。			
突 発 事 故 復 旧	※	50	32	18				
	※	55	32	13				

(都道府県営:その7)

H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		北 海 道						
		国庫率	道	市町村				
ア	イ	ウ	エ					
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地防災						
		防災ダム事業 (防災ダム工事)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。	
		(防災ため池工事)	60	55	34	11	注8)に該当するものに適用する。	
			60	50	39	11		
			55	50	34	16		
			※	55	39	6		
			※	55	34	11		
		(地震対策ため池 防災工事)	※	55	34	11		
			※	50	34	16		
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (特別対策型))	60	55	28	11	注9)に該当するものに適用する。	
			60	50	33	11		
			50	50	29	14		
			(ため池整備工事 (都市型緊急整備事業))					
			(ため池水質改善工事) (ため池等農地災害 危機管理対策事業)					
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55	55	28	11	注10)に該当するものに適用する。	
			50	50	33	11		
			50	50	29	14		
		湛水防除事業	55	55	37	8		
			50	50	42	8		
			50	50	37	13		
50	50		32	18				
農地保全事業	※	50	36	14				
	60	50	33	11				
	55	50	31	13				
	50	50	29	14				
農村地域環境保全整備事業 (農村地域環境保全総合 整備事業) (特定農業用管水路等特別 対策事業)	※	50	35	10	農業生産基盤整備(注17)及び農 村保全管理施設(注18)に係るもの は、各事業の負担割合を適用する。			
地盤沈下対策事業								
地域ため池総合整備事業	※	55	28	11	注9)に該当するものに適用する。			
	※	50	29	14				
	※	55	33	11				
農業用河川工作物等応急 対策事業	60	55	37	8	注12)に該当するものに適用する。			
	60	50	42	8				
	50	50	32	18				
土地改良施設耐震対策事業	※	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。			
農村災害対策整備事業	※	50	29	14	注16)に該当するものに適用する。 ただし、農村生活維持施設整備(注 21)を除く			
	※	55	29	14				
ため池群整備事業								
土地改良施設豪雨対策事業	※	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。			
水質保全対策事業	55	55	34	11	水質保全対策のうち水質保全施設 に係るもの、公害防止計画に基づく もの及び水質保全施設と併せ行う施 設に適用する。(注13)			
	55	50	34	16				
	50	50	32	18				

(都道府県営:その13)

H30.7.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考				
		北 海 道								
		国庫率	道	市町村						
ア	イ	ウ	エ							
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	経営体育成基盤整備	<※>	<50>	<32.5>	<10>	<>書は一般型、面的集積 型、農業生産法人等育成型に適 用する。 ( )書は排水対策型、水利施 設整備型、畑地帯担い手育成 型、畑地帯担い手支援型に適用 する。 [ ]書は草地整備型、畜産担 い手総合整備型、草地林地総合 整備型に適用する。			
		地域自主戦略 交付金	地域自主戦略交付金	<※>	<55>	<32.5>		<10>		
				(55)	(50)	(27.5)		(9)		
				(※)	(50)	(27.5)		(9)		
				(※)	(55)	(27.5)		(9)		
				(※)	(52)	(28)		(8)		
				[※]	[50]	[25]		[10]		
				[※]	[55]	[25]		[10]		
				農 地 整 備						営農環境整備、地域水田農 業再生緊急整備のうち営農用水 及び農業集落環境管理施設整 備、耕作放棄地解消・発生防止 基盤整備のうち農村生活環境基 盤整備(注15)を除く。
				(経営体育成型)	※	50		32.5	10	
				(畑地帯担い手 育成型)	※	52		28	8	
		(畑地帯担い手 支援型)	※	55	28	8				
		(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	60	52	28	8				
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	60	52	28	8				
		草地畜産基盤整備	※	50	25	10		雑用施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。		
	※	55	25	10						
水利施設整備事業	55	50	27.5	9	<>書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全型 に適用する。					
	<※>	<50>	<27.5>	<10>						
	50	50	25	10						
	※	50	27.5	9						
	※	55	27.5	9						
	[※]	[50]	[27.5]	[9]						

(都道府県営:その14)

H30.7.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		北 海 道						
		国庫率	道	市町村				
ア	イ	ウ	エ					
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農 地 防 災						
		(防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用 する。	
			60	55	34	11		
			60	50	39	11		
			55	50	34	16		
			50	50	32	18		
			※	55	39	6		
			※	55	34	11		
			※	50	34	16		
		(ため池等整備)	<60>	<55>	<37>	<8>		注8)に該当するものに適用 する。 <>書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。 ( )書は 地域ため池総合整備 のうち大規模に適用する。
			<60>	<50>	<42>	<8>		
			60	55	28	11		
			60	50	33	11		
			<50>	<50>	<32>	<18>		
			<※>	<50>	<32>	<18>		
			50	50	29	14		
			※	50	29	14		
			※	55	33	11		
			(※)	(55)	(28)	(11)		
		(湛水防除)	60	55	37	8	総合農地防災事業で実施する 湛水防除を含む。	
60	50		42	8				
55	50		37	13				
50	50		32	18				
※	55		36	9				
※	50		36	14				
農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	※		50	36	14	地すべり対策を除く。		
60	50		33	11				
55	50	31	13					
	50	50	29	14				
水 質 保 全 対 策								

(都道府県営:その8)

H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		北 海 道						
		国庫率	道	市町村				
ア	イ	ウ	エ					
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農村整備						
		集落基盤再編型	※ <※> [55] [※] [※]	50 <50> [50] [50] [50]	25 27.5 [27.5] [27.5] [25]	10 9 [9] [9] [10]	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。 <>書は地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備に係るものに適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。(注19) [ ]書は基幹水利施設補修に係るものに適用する。(注20)	
		中山間地域総合整備型	60	55	30	10		
		農地環境整備型	60	55	30	10		
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	※ ※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	( )書及び[ ]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)	
		農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災 事業				
		(長寿命化対策)	※ ※	50 55	32.5 32.5	10 10		
		(防災減災対策)	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	50 55 50 55 50 50 55	34 34 29 29 32 32 35 35	16 11 14 14 18 13 10 10		

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		北 海 道					
		国庫率	道	市町村			
ア	イ	ウ	エ				
地盤沈下対策 総合農地防災	(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)		2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものは、注4)による。
			65	55	41	4	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。
			55	55	34	11	<>書は特定農業用管路等特別対策に適用する。
			55	50	34	16	<>書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。
			※	50	36	14	
			(※)	(50)	(35)	(10)	
			<※>	<55>	<36>	<9>	
			<※>	<50>	<36>	<14>	
			※	55	29	14	農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。
			(※)	(55)	(29)	(14)	( )書及び[ ]書は中山間地域等で実施するものに適用し、このうち[ ]書は農地機能保全対策に適用する。
	[※]	[55]	[36]	[9]	農村生活維持施設整備(注15)を除く。		
中山間総合整備	(中山間地域総合整備) (農地環境整備)					農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)	
			60	55	30	10	農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。
			60	55	30	10	
集落基盤整備	集落基盤整備		※	50	25	10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)
			55	50	27.5	9	<>書は、地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備に係るものに適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。
			<※>	<50>	<27.5>	<10>	[ ]書は基幹水利施設補修に係るものに適用する
			[55]	[50]	[27.5]	[9]	集落基盤整備(注15)による。
			[※]	[50]	[27.5]	[9]	
			[※]	[50]	[25]	[10]	

(都道府県営:その15)

H30.7.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		北 海 道					
		国庫率	道	市町村			
ア	イ	ウ	エ				
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農業基盤整備促進	※ ※ ※ (※) [※] [※]	50 52 55 (52) [52] [55]	32.5 32.5 32.5 (32) [29] [29]	10 10 10 (16) [13] [14]	( )書及び[ ]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)
		農業水利施設保全合理化 事業	※ ※	50 55	32.5 32.5	10 10	
		農 地 整 備	※ ※ ※ (※) (※) [※] [※]	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注15)を除く。 ( )書及び[ ]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)
		水利施設整備					
		水利施設等整備事業	<※> ※ ※	<50> 52 55	<27.5> 28 28	<10> 8 8	<>書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注15)を除く。 ただし補助率の嵩上げは畑地帯担い手育成型のみ適用する。
農業水利施設保全合理化 事業	※ ※	50 55	32.5 32.5	10 10			

(都道府県営:その16)

H30.7.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		北 海 道					
		国 庫 率		道	市町村		
		ア	イ	ウ	エ		
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化対 策整備交付金	農地耕作条件改善事業	※	50	32.5	10	( )書及び「」書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)
			※	52	32.5	10	
			※	55	32.5	10	
			(※)	(52)	(32)	(16)	
			(※)	(55)	(32)	(13)	
			[※]	[52]	[29]	[14]	
[※]	[55]	[29]	[14]				
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全管 理整備交付金	農業水路等長寿命化・防 災減災事業					
			(長寿命化対策)	※	50	32.5	10
			※	55	32.5	10	
		(防災減災対策)	※	50	34	16	
			※	55	34	11	
			※	50	29	14	
			※	55	29	14	
			※	50	32	18	
			※	55	32	13	
			※	50	35	10	
	※	55	35	10			

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

農業生産基盤整備事業費 (かんがい排水事業費補助、経営体育成基盤整備事業費補助、圃場整備事業費補助、諸土地改良事業費補助、  
畑地帯総合農地整備事業費補助、農地防災事業費補助、農地保全事業費補助、農村環境保全対策事業費補助) (略)

震災対策農業水利施設整備事業費補助 (略)

農村整備事業 (農村総合整備事業費補助、農村振興整備事業費補助、山間総合整備事業費補助) (略)

戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費 (略)

6次産業化等促進基盤整備事業 (略)

農業施設災害関連事業費 (略)

農業競争力強化基盤整備事業費 (農業競争力強化基盤整備事業、農業基盤整備促進事業、農業水利施設保全合理化事業、  
水利施設整備事業 (農地集積促進型)、高収益作物導入促進基盤整備事業) (略)

農村地域復興再生基盤総合整備事業 (略)

農業生産基盤保全管理等推進費 (農業体質強化基盤整備促進事業費) (略)

改正後

現行

(都道府県営:その9)

H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国庫率	県	市町村			
ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤整備 事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地 整備事業	※	75	12.5	5	
		農業競争力強化農地整備事業					
		農地整備事業	※ ※ (※) [※]	75 80 (80) [80]	12.5 12.5 (16) [11]	5 5 (4) [6]	営農環境整備(注21)を除く。 ( )書及び[ ]書は防災関連事 業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	※ ※	2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備 (注21)を除く。
		水利施設等保全高度化事業					
		(一般型)	※	80	10	4	営農環境整備(注21)を除く。 < >書は地域用水機能増進型に適 用する。
		(特別型)	※ (※)	80 (75)	12.5 (12.5)	5 (5)	(一般型)及び(特別型)と併せ 行う農村地域防災減災事業は(注25) によるもので、同事業の負担割合を 適用する。
		(簡易整備型)	※	80	12.5	5	
		農村地域防災減災 事業費	防災ダム整備事業				
		ため池整備事業	(地震・豪雨対策型)	※ ※ ※	80 55 50	13 34 34	7 11 16
		(一般整備型)	80	80	11	6	注9)に該当するものに適用する。
		(ため池長寿命化型)	80	80	11	6	
		(ため池群整備型)					
	用排水施設等整備事業	湛水防除事業					
		地盤沈下対策事業					
		用排水施設整備事業	80 60 ※	80 80 80	11 11 11	6 6 6	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業					

(都道府県営:その22)

H30.7.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国庫率	県	市町村			
ア	イ	ウ	エ				
農業競争力強化基 盤整備事業	農地中間管理機構開 連農地整備事業	農地中間管理機構関連農 地整備事業	※	75	12.5	5	
	農業競争力強化農地 整備事業	農 地 整 備	※ ※ (※) [※]	75 80 (80) [80]	12.5 12.5 (16) [11]	5 5 (4) [6]	営農環境整備(注15)を除く。 ( )書及び[ ]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)
		草地畜産基盤整備	※ ※	2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。
	水利施設等保全高度 化事業	(一般型)	※	80	10	4	営農環境整備(注15)を除く。 ( )書は畑地帯総合整備型に 適用する。
		(特別型)	※ (※)	80 (75)	12.5 (12.5)	5 (5)	(一般型)及び(特別型)と 併せ行う農村地域防災減災事業 は(注19)によるもので、同事 業の負担割合を適用する。
		(簡易整備型)	※	80	12.5	5	

(都道府県営:その18)

H30.7.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		沖 縄						
		国庫率	県	市町村				
ア	イ	ウ	エ					
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事業	農 地 防 災	(防災ダム)	※ ※ ※	80 50 50	13 34 34	7 11 16	注7)に該当するものに適 用する。
			(ため池等整備)	80 60 ※ <※> 50 ※	80 80 80 <80> 50 50	11 11 11 <13> 29 29	6 6 6 <7> 14 14	注8)に該当するものに適 用する。 < >書は農村保全管理施設 のうち河川工作物応急対策に 係るものに適用する。
		農地保全整備 (農地保全整備)	80	80	11	6	農村地域環境保全整備は、 注4)による。	

(都道府県営:その10)

H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
		沖 縄						
		国庫率	県	市町村				
ア	イ	ウ	エ					
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災 事業費	農地保全整備事業	80	80	11	6		
		地域防災機能増進事業						
		土地改良施設豪雨対策事業						注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	※	80	13	7		
		農道防災対策工事	※	80	13	7		
		農業用河川工作物等応急対策 事業						
		特定農業用管水路等特別対策 事業						
		水質保全対策事業	※	75	16	9		水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		公害防除特別土地改良事業						
		農業用施設等災害管理対策 事業						
		農村防災施設整備事業	※ [※]	2/3 [75]	19 [19]	10 [6]		注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 [ ]書は甚大地域に適用する。
		農業水利施設危機管理対策事 業						
土地改良施設突発事故復旧 事業	※	80	13	7				
沖縄振興交付金 事業推進費	沖縄振興公共投資 交付金	農地整備						
		農地整備事業	※ [※]	75 [80]	12.5 [12.5]	5 [5]		営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	※ [※]	75 [80]	12.5 [16]	5 [4]		( )書及び[ ]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	※ [※]	2/3 [75]	17 [17]	7 [7]		雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備						
		水利施設等整備事業	※ [※]	80 [75]	10 [12.5]	4 [5]		営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		農業水利施設等保全合理化 事業	※	80	12.5	5		

(都道府県営:その19)

H30.7.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国庫率	県	市町村			
ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事業	水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災	※	75	16	9	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	※	75	16	9	
		(農村災害対策 整備)	※ [※]	2/3 [80] [75]	19 [19]	10 [6]	農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 [ ]書及び( )書は中山間地域等で実施するものに適用し、このうち[ ]書は甚大地域に適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。
	突発事故復旧	※	80	13	7		

(都道府県営:その20)

H30.7.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		沖 縄						
		国庫率	県	市町村				
ア	イ	ウ	エ					
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備交 付金	経営体育成基盤整備	<※> (※) (※) [※] [※]	<75> (75) (80) [2/3] [75]	<12.5> (12.5) (10) [17] [17]	<5> (5) (4) [7] [7]	< >書は一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型に適用する。 ( )書は水利施設整備型、畑地帯担い手育成型、畑地帯担い手支援型に適用する。 [ ]書は畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。	
		地域自主戦略 交付金						
沖縄振興交付金 事業推進費	沖縄振興公共投資交 付金	農 地 整 備					営農環境整備、地域水田農業再生緊急整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。	
		(経営体育成型)	※	75	12.5	5		
		(畑地帯担い手 育成型)	※	75	12.5	5		
		(畑地帯担い手 支援型)	※	75	12.5	5		
		(畑地帯総合整備・ 緊急支援型)	75	75	12.5	5		
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	75	75	12.5	5		
		草地畜産基盤整備	※ [※]	2/3 [75]	17 [17]	7 [7]		雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。
		水利施設整備事業	80 [※]	80 [80]	10 [10]	4 [4]		
		農 地 防 災						
		(防災ダム)	※ [※] [※]	80 55 50	13 34 34	7 11 16		注7)に該当するものに適用する。
(ため池等整備)	80 [60]	80 [80]	11 [11]	6 [6]		注8)に該当するものに適用する。		



(都道府県営:その12)

H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄		県 ウ	市町村 エ		
		国庫率 ア	イ				
沖縄振興交付金 事業推進費	沖縄振興公共投資 交付金	農村整備				農業生産基盤整備に係るもの に適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保管理等 (注21)を除く。	
		集落基盤再編型	※ 80	2/3 80	17 10		6 4
		中山間地域総合整備型	75	75	17		6
	農地環境整備型	※	75	17	6		
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業				( )書及び[ ]書は防災関連事業 に係るものに適用する。(注22)	
		※ (※) [※]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]		
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災 事業					
		(長寿命化対策)	※	80	12.5	5	
		(防災減災対策)	※ ※ ※ ※	80 80 75 50	13 11 16 29	7 6 9 14	

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(都道府県営:その22)

H30.7.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄		県 ウ	町村 エ		
		国庫率 ア	イ				
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化対 策整備交付金	農地耕作条件改善事業				( )書及び[ ]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)	
		※ (※) [※]	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]		
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全管 理整備交付金	農業水路等長寿命化・防 災減災事業					
		(長寿命化対策)	※	80	12.5	5	
		(防災減災対策)	※ ※ ※ ※	80 80 75 50	13 11 16 29	7 6 9 14	

農業生産基盤整備事業費 (かんがい排水事業費補助、経営体育成基盤整備事業費補助、圃場整備事業費補助、諸土地改良事業費補助、  
畑地帯総合農地整備事業費補助、農地防災事業費補助、農地保全事業費補助、農村環境保全対策事業費補助) (略)

震災対策農業水利施設整備事業費補助 (略)

農村整備事業 (農村総合整備事業費補助、農村振興整備事業費補助、山間総合整備事業費補助) (略)

戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費 (略)

6次産業化等促進基盤整備事業 (略)

農業施設災害関連事業費 (略)

農業競争力強化基盤整備事業費 (農業競争力強化基盤整備事業、農業基盤整備促進事業、農業水利施設保全合理化事業、  
水利施設整備事業 (農地集積促進型)、高収益作物導入促進基盤整備事業) (略)

農村地域復興再生基盤総合整備事業 (略)

農業生産基盤保全管理等推進費 (農業体質強化基盤整備促進事業費) (略)

改正後

現行

H31.4  
(単位:%)

(都道府県営:その13)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考
		奄 美				
		国 庫 率	県	市町村		
ア	イ	ウ	エ			
農業生産基盤整備 事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費	※	60	25	8	
	農地中間管理機構関連農地 整備事業					
	農業競争力強化農地整備事業					
	農地整備事業	※ (※) [※] ※ ※	60 (60) [60] 65 2/3	25 (28) [29] 25 20.9	8 (12) [7] 8 5	営農環境整備(注21)を除く。 ( )書及び[ ]書は防災関連事 業に係るものに適用する。(注22)
	草地畜産基盤整備事業	※ ※	2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備 (注21)を除く。
	水利施設等保全高度化事業					
	(一般型)	※	65	20	6	営農環境整備(注21)を除く。 ( )書は畑地帯総合整備型に適用 する。
	(特別型)	※ (※)	65 (2/3)	25 (20.9)	8 (5)	(一般型)及び(特別型)と併せ 行う農村地域防災減災事業は(注 24)によるもので、同事業の負担割 合を適用する。
	(簡易整備型)	※ ※	65 2/3	25 20.9	8 5	
	農村地域防災減災 事業費	防災ダム整備事業				
	ため池整備事業					
	(地震・豪雨対策型)	※ ※ ※ ※	70 2/3 55 50	21.4 21.4 34 34	8.6 12 11 16	注8)に該当するものに適用する。
	(一般整備型)	80 75	70 2/3	21 22.4	6 7	注9)に該当するものに適用する。
	(ため池長寿命化型)	75	2/3	22.4	7	
	(ため池群整備型)					
	用排水施設等整備事業					
	湛水防除事業					
	地盤沈下対策事業					
	用排水施設整備事業	80 60 75 60 ※	70 70 2/3 2/3 2/3	21 17 22.4 19 19	6 9 7 10 10	注10)に該当するものに適用する。
	鉅毒対策事業					

H30.7.  
(単位:%)

(都道府県営:その27)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考
		奄 美				
		国 庫 率	県	市町村		
ア	イ	ウ	エ			
農業競争力強化基 盤整備事業	農地中間管理機構関 連農地整備事業	※	60	25	8	
	農業競争力強化農地 整備事業	※ (※) [※] ※ ※	60 (60) [60] 65 2/3	25 (28) [29] 25 20.9	8 (12) [7] 8 5	営農環境整備(注15)を除く。 ( )書及び[ ]書は防災関連事 業に係るものに適用する。 注16)
	草地畜産基盤整備	※ ※	2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整 備(注15)を除く。

H30.7.  
(単位:%)

(都道府県営:その28)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考
		奄 美				
		国 庫 率	県	市町村		
ア	イ	ウ	エ			
農業競争力強化基 盤整備事業	水利施設等保全高度 化事業	※	65	20	6	営農環境整備(注15)を除く。 ( )書は畑地帯総合整備型に適 用する。
	(一般型)					
	(特別型)	※ (※)	65 (2/3)	25 (20.9)	8 (5)	(一般型)及び(特別型)と併 せ行う農村地域防災減災事業は (注19)によるもので、同事業 の負担割合を適用する。
	(簡易整備型)	※ ※	65 2/3	25 20.9	8 5	

H30.7.  
(単位:%)

(都道府県営:その24)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考
		奄 美				
		国 庫 率	県	市町村		
ア	イ	ウ	エ			
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事 業					
	(防災ダム)	※ ※ ※ ※	70 2/3 55 50	21.4 21.4 34 34	8.6 12 11 16	注7)に該当するものに適用 する。
	(ため池等整備)	<80> <80> 80 60 <75> <※> 75 60 ※ 50 ※	<70> <2/3> 70 70 <2/3> <2/3> 2/3 2/3 2/3 50 55	<26> <29.4> 21 17 <24.4> <24.4> 22.4 19 19 29 29	<4> <4> 6 9 <9> <9> 7 10 10 14 14	注8)に該当するものに適用 する。 < >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。

(都道府県営:その14)

H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分 奄 美				備 考	
		国 庫 率		県 ウ	市町村 エ		
		ア	イ				
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災 事業費	農地保全整備事業					
		地域防災機能増進事業					
		土地改良施設豪雨対策事業					注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	※	2/3	29.4	4	
			※	2/3	24.4	9	
		農道防災対策工事	※	2/3	29.4	4	
			※	2/3	24.4	9	
		農業用河川工作物等応急対策 事業	80 75	70 2/3	26 24.4	4 9	注12)に該当するものに適用する。
		特定農業用管水路等特別対策 事業					
		水質保全対策事業	※	2/3	21.4	12	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
公害防除特別土地改良事業							
農業用施設等災害管理対策 事業							
農村防災施設整備事業	※ ※ ※ <※>	50 55 70 <2/3>	29 29 29 <29>	14 14 1 <4.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 <>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。		
農業水利施設危機管理対策事業							
土地改良施設突発事故復旧 事業	※	2/3	24.4	9			
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地整備					
		農地整備事業	※	60	25	8	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
			※	65	25	8	
			2/3	20.9	5		
		農業基盤整備促進事業	※	60	25	8	( )書及び〔 〕書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
			※	65	25	8	
			2/3	20.9	5		
			(※)	(60)	(28)	(12)	
			[※]	[60]	[29]	[7]	
		草地畜産基盤整備事業	※	2/3	17	7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
	※	70	17	7			
水利施設整備							
水利施設等整備事業	※	65	20	6	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。		
	※	2/3	20.9	5			
農業水利施設等保全合理化 事業	※	65	25	8			

(都道府県営:その25)

H30.7.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分 奄 美				備 考	
		国 庫 率		県 ウ	市町村 エ		
		ア	イ				
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事 業	水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災	※	2/3	21.4	12	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)					
		(農村災害対策 整備)	<※> ※ ※	<2/3> 70 55 50	<29> 29 29 29	<4.4> 1 14 14	<>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。
	突発事故復旧	※	2/3	24.4	9		
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	経営体育成基盤整備	<※> (※) (※) [※]	<60> (65) (2/3) [2/3]	<25> (20) (20.9) [17]	<8> (6) (5) [7]	<>書は一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型に適用する。 ( )書は水利施設整備型、畑地帯担い手育成型、畑地帯担い手支援型に適用する。 〔 〕書は畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。
地域自主戦略 交付金	地域自主戦略交付金						

(都道府県営:その26)

H30.7.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分 奄 美				備 考	
		国 庫 率		県 ウ	市町村 エ		
		ア	イ				
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農 地 整 備					
		(経営体育成型)	※	60	25	8	営農環境整備、地蔵水田農業再生緊急整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。
		(畑地帯担い手 育成型)	※	2/3	20.9	5	
		(畑地帯担い手 支援型)	※	2/3	20.9	5	
		(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	75	2/3	20.9	5	
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	75	2/3	20.9	5	
			70	65	20	6	
		草地畜産基盤整備	※	2/3	17	7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。
			※	70	17	7	
		水利施設整備事業	70 ※	65 65	20 20	6 6	
農 地 防 災							
(防災ダム)	※ ※ ※ ※	70 2/3 55 50	21.4 21.4 34 34	8.6 12 11 16	注7)に該当するものに適用する。		

(都道府県営:その15)

H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考
		奄 美				
		国庫率	県	市町村		
ア	イ	ウ	エ			
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金					
	農地防災					
	防災ダム事業 (防災ダム工事)					
	(防災ため池工事)	※	70	21.4	8.6	注8)に該当するものに適用する。
		※	2/3	21.4	12	
		※	55	34	11	
		※	50	34	16	
	(地震対策ため池 防災工事)					
	ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事 (特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災 害危機管理対策事業)	80 75	70 2/3	21 22.4	6 7	注9)に該当するものに適用する。
	(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	80 60 75 60 ※	70 70 2/3 2/3 2/3	21 17 22.4 19 19	6 9 7 10 10	注10)に該当するものに適用する。
	洪水防除事業					
	農地保全事業					
	農村地域環境保全整備事業 (農村地域環境保全総合 整備事業) (特定農業用管路等特別 対策事業)					農業生産基盤整備(注17)及び農 村保全管理施設(注18)に係るもの は、各事業の負担割合を適用する。
	地盤沈下対策事業					
	地域ため池総合整備事業	※ ※	2/3 70	22.4 21	7 6	注9)に該当するものに適用する。
	農業用河川工作物等応急 対策事業	80 75	70 2/3	26 22.4	4 9	注12)に該当するものに適用する。
	土地改良施設耐震対策事業	※	2/3	22.4	9	注11)に該当するものに適用する。
農村災害対策整備事業	※ ※ ※ <※>	50 55 70 <2/3>	29 29 29 <29>	14 14 1 <4.4>	注16)に該当するものに適用する。 ただし、農村生活維持施設整備(注 21)を除く。 < >書は南海トラフ地震に係る地 震防災対策の推進に関する特別措置 法に基づいて実施される避難施設整 備に適用する。	
ため池群整備事業						
土地改良施設豪雨対策事業						
水質保全対策事業	※	2/3	21.4	12	水質保全対策のうち水質保全施設 に係るもの、公害防止計画に基づ くもの及び水質保全施設と併せ行う施 設に適用する。(注13)	

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考
		奄 美				
		国庫率	県	市町村		
ア	イ	ウ	エ			
	(ため池等整備)	<80> 80 60 <75> <※> 75 60 ※ 50 ※ (※) ※	<70> 70 70 <2/3> <2/3> 2/3 2/3 2/3 2/3 (70) 50	<26> 21 17 <24.4> <24.4> 22.4 19 19 29 22.4 (21) 29	<4> 6 9 <9> <9> 7 10 10 14 7 (6) 14	注8)に該当するものに適用 する。 < >書は農村保全管理施設のうち 河川工作物応急対策に係るもの に適用する。 ( )書は地域ため池総合整備 のうち大規模に適用する。
	水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災					
	(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	※	2/3	21.4	12	農村地域環境保全整備(農業生 産基盤整備(注9)及び農村保 全管理施設(注10)に係るもの は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全 施設に係るもの、公害防止計画 に基づくもの及び水質保全施設 と併せ行う施設に適用する。
	(農村災害対策 整備)	<※> ※ ※	<2/3> 70 55 50	<29> 29 29 29	<4.4> 1 14 14	< >書は南海トラフ地震に係 る地震防災対策の推進に関する 特別措置法に基づいて実施され る避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及 び農村保全管理施設(注10)に 係るものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15) を除く。
	中山間総合整備					
	(中山間地域総 合整備)	75	70	22	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。
	(農地環境整備)	※	70	22	6	
	集落基盤整備	※ 70	52 65	24 20	9 6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。

(都道府県営:その27)

H30.7.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考
		奄 美				
		国庫率	県	市町村		
ア	イ	ウ	エ			
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	※ (※) [※]	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]	( )書及び[ ]書は防災関連事 業に係るものに適用する。 注16)
地域自主戦略 交付金	地域自主戦略交付金	※	65	25	8	
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	※ ※ ※ (※) [※]	60 65 2/3 (60) [60]	25 25 20.9 (28) [29]	8 8 5 (12) [7]	営農環境整備のうち営農用水及 び農業集落環境管理施設整備(注 15)を除く。 ( )書及び[ ]書は防災関連事 業に係るものに適用する。 注16)
	水利施設整備					
	水利施設等整備事業	※ ※	65 2/3	20 20.9	6 5	営農環境整備のうち営農用水及 び農業集落環境管理施設整備(注 15)を除く。
	農業水利施設保全合理化 事業	※	65	25	8	

(都道府県営:その16)

H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		奄 美					
		国庫率		県 ウ	市町村 エ		
ア	イ						
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農村整備				農業生産基盤整備に係るもの みに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等 (注21)を除く。	
		集落基盤再編型	※ 70	52 65	24 20		9 6
		中山間地域総合整備型	75	70	22		6
	農地環境整備型	※	70	22	6		
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業				( )書及び[ ]書は防災関連事 業に係るものに適用する。(注22)	
		※ [※]	60 [60] [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]		
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災 事業					
		(長寿命化対策)	※	65	25	8	
		(防災減災対策)	※	50	34	16	
			※	2/3	21.4	12	
			※	2/3	22.4	7	
※	2/3		19	10			
※	50	29	14				
※	2/3	24.4	9				

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(都道府県営:その28)

H30.7.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		奄 美					
		国庫率		県 ウ	市町村 エ		
ア	イ						
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化対 策整備交付金	農地耕作条件改善事業				( )書及び[ ]書は防災関連事 業に係るものに適用する。 注16)	
		※ [※]	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]		
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全管 理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災 減災事業					
		(長寿命化対策)	※	65	25	8	
		(防災減災対策)	※	50	34	16	
			※	2/3	21.4	12	
			※	2/3	22.4	7	
※	2/3		19	10			
※	50	29	14				
※	2/3	24.4	9				

農業生産基盤整備事業費 (かんがい排水事業費補助、経営体育成基盤整備事業費補助、圃場整備事業費補助、諸土地改良事業費補助、

畑地帯総合農地整備事業費補助、農地防災事業費補助、農地保全事業費補助、農村環境保全対策事業費補助) (略)

震災対策農業水利施設整備事業費補助 (略)

農村整備事業 (農村総合整備事業費補助、農村振興整備事業費補助、山間総合整備事業費補助) (略)

戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費 (略)

6次産業化等促進基盤整備事業 (略)

農業施設災害関連事業費 (略)

農業競争力強化基盤整備事業費 (農業競争力強化基盤整備事業、農業基盤整備促進事業、農業水利施設保全合理化事業、

水利施設整備事業 (農地集積促進型)、高収益作物導入促進基盤整備事業) (略)

農村地域復興再生基盤総合整備事業 (略)

農業生産基盤保全管理等推進費 (農業体質強化基盤整備促進事業費) (略)

改正後

現行

H31.4  
(単位：%)

(都道府県営：その17)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		離 島						
		国 庫 率	都 県	市 町 村				
ア	イ	ウ	エ					
農業生産基盤整備 事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地 整備事業	※	55	25	10		
		農業競争力強化農地整備事業						
		農地整備事業	※ (※) [※]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	営農環境整備(注21)を除く。 ( )書及び[ ]書は防災関連事 業に係るものに適用する。(注22)	
		草地畜産基盤整備事業	※ ※	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備 (注21)を除く。	
		水利施設等保全高度化事業						
		(一般型)	※ <※> [※]	50 <50> [50]	27.5 <27.5> [25]	9 <10> [10]	営農環境整備(注21)を除く。 < >書は地域用水機能増進型に 適用する。ただし、ダム、頭首工等の 基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全面型に 適用する。 ( )書は畑地帯総合整備型に適用 する。ただし補助率の嵩上げは畑地 帯担い手育成型のみ適用する。  (一般型)及び(特別型)と併せ 行う農村地域防災減災事業は(注25) によるもので、同事業の負担割合を 適用する。	
		(特別型)	※ (※) (※)	55 (52) (55)	25 (25.5) (25.5)	10 (9) (9)		
		(簡易整備型)	※	55	25	10		
		農村地域防災減災 事業費	防災ダム整備事業					
		ため池整備事業	(地震・豪雨対策型)	65 60 ※ ※	60 60 60 55	36 34 34 34	4 6 6 11	注8)に該当するものに適用する。
		(一般整備型)		65 60	60 60	30 31	10 9	注9)に該当するものに適用する。
		(ため池長寿命化型)		60	60	31	9	
	(ため池群整備型)							
	用排水施設等整備事業	湛水防除事業	60 55 50	55 55 55	37 37 32	8 8 13		
	地盤沈下対策事業							
	用排水施設整備事業		65 60 60 ※	60 60 60 60	30 28 31 28	10 12 9 12	注10)に該当するものに適用する。	
	飲毒対策事業		65 50	50 50	41 32	9 18		

H30.7.  
(単位：%)

(都道府県営：その34)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率	都 県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ				
農業競争力強化基 盤整備事業費	農地中間管理機構関 連農地整備事業	農地中間管理機構関連農地 整備事業	※	55	25	10	
		農業競争力強化農地 整備事業	※ (※) [※]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	営農環境整備(注15)を除く。 ( )書及び[ ]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)
	水利施設等保全高度 化事業	(一般型)	※ <※> [※]	50 <50> [50]	27.5 <27.5> [25]	9 <10> [10]	営農環境整備(注15)を除く。 < >書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全面 型に適用する。 ( )書は畑地帯総合整備型に 適用する。ただし補助率の嵩上 げは畑地帯担い手育成型のみ適 用する。  (一般型)及び(特別型)と 併せ行う農村地域防災減災事業 は(注19)によるもので、同事 業の負担割合を適用する。
		(特別型)	※ (※) (※)	55 (52) (55)	25 (25.5) (25.5)	10 (9) (9)	
		(簡易整備型)	※	55	25	10	
		草地畜産基盤整備	※ ※	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。

H30.7.  
(単位：%)

(都道府県営：その30)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率	都 県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事 業	農 地 防 災					
		(防災ダム)	65 60 ※ ※	60 60 60 55	36 34 34 34	4 6 6 11	注7)に該当するものに適用 する。

(都道府県営:その18)

H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国庫率	都 県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災 事業費	農地保全整備事業	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	
		地域防災機能増進事業					
		土地改良施設豪雨対策事業	※	55	32	13	注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	65 ※	55 55	36 34	9 11	
		農道防災対策工事	65 ※	55 55	36 34	9 11	
		農業用河川工作物等応急対策 事業	65 60	55 55	36 34	9 11	注12)に該当するものに適用する。
		特定農業用管水路等特別対策 事業	※	55	35	5	
		水質保全対策事業	55 50	55 55	34 32	11 13	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		公害防除特別土地改良事業					
		農業用施設等災害管理対策 事業					
		農村防災施設整備事業	※ [※] <※>	50 [60] <2/3>	29 [29] <29>	14 [11] <4.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 [ ]書は甚大地域に適用する。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		農業水利施設危機管理対策事 業					
		土地改良施設突発事故復旧 事業	※ ※	52 60	34 34	14 6	
		農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地整備			
農地整備事業	※			55	25	10	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
農業基盤整備促進事業	※ [※] [※]			55 (55) [55]	27.5 (34) [31]	10 (11) [11]	( )書及び[ ]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
草地畜産基盤整備事業	※ ※			55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
水利施設整備							
水利施設等整備事業	※ <※> [※] [※] ※			50 <50> [50] 52 55	27.5 <27.5> [25] 25.5 25.5	9 <10> [10] 9 9	< >書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全型に適用する。 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。 ただし補助率の嵩上げは畑地帯担い手育成型のみ適用する。
農業水利施設等保全合理化 事業	※			55	25	10	

(都道府県営:その31)

H30.7.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国庫率	都 県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事 業	農 地 防 災					
		(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <※> <※> 60 ※	<55> 60 60 <55> <55> <55> 60 60	<36> 30 28 <34> <34> <32> 31 28	<9> 10 12 <11> <11> <13> 9 12	注8)に該当するものに適用する。 < >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。
		(湛水防除)	60 55 50	55 55 55	37 37 32	8 8 13	
		農 地 保 全 整 備 (農 地 保 全 整 備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	農村地域環境保全整備は、注4)による。
		水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災 公 害 防 除 特 別 土 地 改 良					
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災) (公害防除特別 土地改良)	2/3 65 55 50 55 50 (※)	55 55 50 50 55 55 (55)	41 41 34 32 34 32 (35)	4 4 16 18 11 13 (5)	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ( )書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。
		(農村災害対策 整備)	<※> ※ (※)	<2/3> [60] (60)	<29> [29] (31)	<4.4> [11] (9)	< >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ( )書は中山間地域等で実施するものに適用する。 [ ]書は甚大地域に適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。
		突 発 事 故 復 旧	※ ※	52 60	34 34	14 6	

(都道府県営:その19)

H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国庫率	都 県	市 町 村	エ		
ア	イ	ウ	エ				
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地防災					
		防災ダム事業 (防災ダム工事)					
		(防災ため池工事)	65 60 ※	55 52 50	36 34 34	9 14 16	注8)に該当するものに適用する。
		(地震対策ため池 防災工事)	※	55	34	11	
		ため池等整備事業 (ため池整備工事)	65	55	30	10	注9)に該当するものに適用する。
		(ため池整備工事 (特別対策型))	60	52	31	11	
		(ため池整備工事 (都市型緊急整備事業))					
		(ため池水質改善工事)					
		(ため池等農地災害 危機管理対策事業)					
		(用排水施設整備工事)	65	55	30	10	注10)に該当するものに適用する。
		(湖岸堤防工事)	60 60 ※	55 52 52	28 31 28	12 11 14	
		湛水防除事業	60 55 50	55 50 50	37 37 32	8 13 18	
		農地保全事業	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	
		農村地域環境保全整備事業 (農村地域環境保全総合 整備事業)					農業生産基盤整備(注17)及び農 村保全管理施設(注18)に係るもの は、各事業の負担割合を適用する。
		(特定農業用管路等特別 対策事業)	※	50	35	10	
		地盤沈下対策事業					
		地域ため池総合整備事業	※ ※ ※	52 60 55	31 31 30	11 9 10	注9)に該当するものに適用する。
		農業用河川工作物等応急 対策事業	65 60	55 52	36 32	9 14	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	※	52	34	14	注11)に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	※ ※ <※>	50 60 <2/3>	29 29 <29>	14 11 <4.4>	注16)に該当するものに適用する。 ただし、農村生活維持施設整備(注 21)を除く。 <>書は南海トラフ地震に係る地 震防災対策の推進に関する特別措置 法に基づいて実施される避難施設整 備に適用する。
ため池群整備事業							
土地改良施設豪雨対策事業	※	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。		
水質保全対策事業	55 50	50 50	34 32	16 18	水質保全対策のうち水質保全施設 に係るもの、公害防止計画に基づく もの及び水質保全施設と併せ行う施 設に適用する。(注13)		

(都道府県営:その32)

H30.7.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国庫率	都 県	市 町 村	エ		
ア	イ	ウ	エ				
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	経営体育成基盤整備	<※> (55) (※) (※) [※] [※]	<55> (50) (55) (52) [55] [60]	<25> (27.5) (27.5) (25.5) [25] [25]	<10> (9) (9) (9) [10] [10]	<>書は一般型、面的集積型、 農業生産法人等育成型に適用す る。 ( )書は排水対策型、水利施設 整備型、畑地帯担い手育成型、畑 地帯担い手支援型に適用する。 [ ]書は畜産担い手総合整備 型、草地林地総合整備型に適用す る。
		農 地 整 備					営農環境整備、地域水田農業再 生緊急整備のうち営農用水及び農 業集落環境管理施設整備、耕作放 棄地解消・発生防止基盤整備のう ち農村生活環境基盤整備(注15) を除く。
		(経営体育成型)	※	55	25	10	
		(畑地帯担い手 育成型)	※	52	25.5	9	
		(畑地帯担い手 支援型)	※	55	25.5	9	
		(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	55	52	25.5	9	
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	55	52	25.5	9	
		草地畜産基盤整備	※ ※	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整 備(注15)を除く。
		水利施設整備	55 <※> ※ [※]	50 <50> 55 [50]	27.5 <27.5> 27.5 [25]	9 <10> 9 [10]	<>書は地域用水機能増進型に 適用する。但しダム、頭首工等の 基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全型に 適用する。
		農 地 防 災					
		(防災ダム)	65 60 ※ 50 ※	55 52 50 50 55	36 34 34 32 34	9 14 16 18 11	注7)に該当するものに適用 する。
		(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> <※> <※> 60 ※ 50 ※ ※ (※) ※	<55> 55 55 <52> <52> <50> 52 50 52 60 50	<36> 30 28 <34> <34> <32> 31 28 29 31 31 29	<9> 10 12 <14> <14> <18> 11 14 14 11 9 14	注8)に該当するものに適用す る。 <>書は農村保全管理施設のう ち河川工作物応急対策に係るもの に適用する。 ( )書は地域ため池総合整備の うち大規模に適用する。

(都道府県営:その20)

H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国庫率	都 県	市 町 村			
ア	イ	ウ	エ				
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農村整備					
		集落基盤再編型	※ 55	50 50	25 27.5	10 9	農業生産基盤整備に係るもの に適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保 全管理等(注21)を除く。
		中山間地域総合整備型	65	60	30	7	
農地環境整備型	※	60	30	7			
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	※ (※) [※]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	( )書及び[ ]書は防災関連事業 に係るものに適用する。(注22)
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災 事業					
		(長寿命化対策)	※	55	25	10	
		(防災減災対策)	※ ※ ※ ※ ※ ※	60 60 55 60 55 55	34 31 32 28 34 35	6 9 13 12 11 5	

(都道府県営:その33)

H30.7.  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		離 島						
		国庫率	都 県	市 町 村				
ア	イ	ウ	エ					
農山漁村地域整備 事業費 地域自主戦略 交付金	農山漁村地域整備 交付金	農 地 防 災						
		(湛水防除)	60 55 50	55 50 50	37 37 32	8 13 18		
		農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4)による。	
		水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災						
		(水質保全対策)	2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生 産基盤整備(注9)及び農村保 全管理施設(注10)に係るも の)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全 施設に係るもの、公害防止計画 に基づくもの及び水質保全施設 と併せ行う施設に適用する。 ( )書は特定農業用管路等 特別対策に適用する。	
		(地盤沈下対策)	65	55	41	4		
		(総合農地防災)	55 50 (※)	50 50 (50)	34 32 (35)	16 18 (10)		
		(農地災害対策 整備)	<※> ※ ※ (※)	<2/3> 29 50 (60)	<29> 29 29 (31)	<4.4> 11 14 (9)	<>書は南海トラフ地震に係る 地震防災対策の推進に関する特 別措置法に基づいて実施される 避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及 び農村保全管理施設(注10)に 係るものに適用する。 ( )書は中山間地域等で実施 するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注 15)を除く。	
		中 山 間 総 合 整 備 (中山間地域総 合整備)	65	60	30	7	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。	
		(農地環境整備)	※	60	30	7		
		集 落 基 盤 整 備	※ 55	50 50	25 27.5	10 9	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除 く。	
		農 業 基 盤 整 備 促 進	※ (※) [※]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	( )書及び[ ]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)	
		農 業 水 利 施 設 保 全 合 理 化 事 業	※	55	25	10		
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農 地 整 備	※ (※) [※]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	営農環境整備のうち営農用水 及び農業集落環境管理施設整備 (注15)を除く。 ( )書及び[ ]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)	
		水 利 施 設 整 備						
		水利施設等整備事業	※ <※> [※] ※ ※	50 <50> [50] 52 55	27.5 <27.5> [25] 25.5 25.5	9 <10> [10] 9 9	<>書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 [ ]書は基幹水利施設保全型 に適用する。 営農環境整備のうち営農用水 及び農業集落環境管理施設整備 (注15)を除く。 ただし補助率の嵩上げは畑地 帯担い手育成型のみ適用する。	
		農業水利施設保全合理 化事業	※	55	25	10		

(都道府県営:その36)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率		都 県	市 町 村		
ア	イ	ウ	エ				
農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	※ (※) [※]	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	( )書及び[ ]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
農業生産基盤整備推進費	農業水利施設保全管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業					
		(長寿命化対策)	※	55	25	10	
		(防災減災対策)	※	60	34	6	
			※	60	31	9	
			※	55	32	13	
			※	60	28	12	
			※	55	34	11	
			※	55	35	5	

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

(廃止事業につき削除)

農業生産基盤整備事業費 (かんがい排水事業費補助、経営体育成基盤整備事業費補助、圃場整備事業費補助、諸土地改良事業費補助、畑地帯総合農地整備事業費補助、農地防災事業費補助、農地保全事業費補助、農村環境保全対策事業費補助) (略)

震災対策農業水利施設整備事業費補助 (略)

農村整備事業 (農村総合整備事業費補助、農村振興整備事業費補助、山間総合整備事業費補助) (略)

戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費 (略)

6次産業化等促進基盤整備事業 (略)

農業施設災害関連事業費 (略)

農業競争力強化基盤整備事業費 (農業競争力強化基盤整備事業、農業基盤整備促進事業、農業水利施設保全合理化事業、水利施設整備事業 (農地集積促進型)、高収益作物導入促進基盤整備事業) (略)

農村地域復興再生基盤総合整備事業 (略)

農業生産基盤保全管理等推進費 (農業体質強化基盤整備促進事業費) (略)

改正後

現行

(市町村営:その1)

H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
		農 林 水 産 省						
		国庫率	都府県	市町村				
農業生産基盤整備 事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業						
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	21 21			
		水利施設等保全高度化事業 (簡易整備型)	50 55	14 14	21 21			
	農村地域防災減災 事業費	ため池整備事業	(地震・豪雨対策型)	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注8)に該当するものに適用する。	
			(一般整備型) (ため池長寿命化型)	50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。	
			用排水施設等整備事業					
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24			
		用排水施設整備事業	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。		
		鉱毒対策事業	50 55	21 21	29 24			
		農地保全整備事業	50 45 55	18 20 18	25 28 25			
		地域防災機能増進事業	土地改良施設豪雨対策事業	50 55	21 21	29 24	注11)に該当するものに適用する。	
				土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	19 21 21		26 29 24
				農道防災対策工事	55 50 55	19 21 21		26 29 24
			農業用河川工作物等急対策事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13		注12)に該当するものに適用する。
				特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	18 18		
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
		公害防除特別土地改良事業	55 50 45 40	19 21 24 26	26 29 31 34	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。		
		農業用施設等災害管理対策事業	50 55	18 18	25 25	注15)に該当するものに適用する。		
	農村防災施設整備事業	50 55 <2/3>	18 18 <12>	25 25 <17.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。			
	土地改良施設突発事故復旧事業	50 55	21 21	29 24				

(新設)

(市町村営:その2)

H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
		農 林 水 産 省						
		国庫率	都府県	市町村				
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地整備						
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	21 21			
		水利施設整備						
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (地域農業水利施設保全型)	50 55	14 14	21 21		営農環境整備のうち営農用水及び 農業集落環境管理施設整備(注21) を除く。	
		農地防災						
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	55 50 55	19 21 21	26 29 24		注8)に該当するものに適用する。	
		ため池等整備事業 (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急 整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理 対策事業)	50 55	18 18	25 25		注9)に該当するものに適用する。	
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 55	17 18 18	22 25 25		注10)に該当するものに適用する。	
		洪水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24			
		農地保全事業	50 45 55	18 20 18	25 28 25			
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策 事業)	50 55	18 18	25 25			
		農業用河川工作物応急対策等事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13		注12)に該当するものに適用する。	
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24		注11)に該当するものに適用する。	
		農村災害対策整備事業	50 55 <2/3>	18 18 <12>	25 25 <17.4>		注16)に該当するものに適用する。 ただし、農村生活維持施設整備(注 21)を除く。 < >書は南海トラフ地震に係る地 震防災対策の推進に関する特別措置 法に基づいて実施される避難施設整 備に適用する。	
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	21 21	29 24		注11)に該当するものに適用する。	
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24		水質保全対策のうち水質保全施設 に係るもの、公害防止計画に基づく もの及び水質保全施設と併せ行う施 設に適用する。(注13)	
		農村整備						
		集落基盤再編型	50	14	21		農業生産基盤整備に係るもののみに 適用する。(注17)	
		中山間地域総合整備型	55	14	21		農村生活環境整備及び保全管理等 (注21)を除く。	
		農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50 55	14 14	21 21	
		農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				
				(長寿命化対策)	50 55	14 14	21 21	
				(防災減災対策)	50 55 50 50 55 55 50 55	21 21 42 32 42 32 18 18	29 24 8 18 3 13 25 25	

改正後

現行

H31.4  
(単位：%)

(市町村営：その3)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		北 海 道				
		国庫率	道	市町村		
農業生産基盤整備 事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業				
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	21 21	
	水利施設等保全高度化事業	(簡易整備型)	50 55	14 14	21 21	
		農村地域防災減災 事業費	ため池整備事業			
	(地震・豪雨対策型)	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注8)に該当するものに適用する。	
	(一般整備型) (ため池長寿命化型)	50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。	
	用排水施設等整備事業	湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		用排水施設整備事業	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業	50 55	21 21	29 24	
		農地保全整備事業	50 55	18 18	25 25	
		地域防災機能増進事業	土地改良施設豪雨対策事業	50 55	21 21	29 24
	土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24		
	農道防災対策工事	55 50 55	19 21 21	26 29 24		
	農業用河川工作物等応急対策事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。	
	特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	18 18	25 25		
	水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)	
	公害防除特別土地改良事業	55 50 45	19 21 24	26 29 31	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。	
	農業用施設等災害管理対策事業	50 55	18 18	25 25	注15)に該当するものに適用する。	
	農村防災施設整備事業	50 55	18 18	25 25	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。	
	土地改良施設突発事故復旧事業	50 55	21 21	29 24		

(新設)

(市町村営：その4)

H31.4  
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
		北 海 道						
		国庫率	道	市町村				
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地整備						
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	21 21			
		水利施設整備						
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50	14	21	営農環境整備のうち営農用水及び 農業集落環境管理施設整備(注21) を除く		
		(地域農業水利施設保全型)	50	14	21			
			55	14	21			
		農地防災						
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注8)に該当するものに適用する。		
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急 整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理 対策事業)	50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。		
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。		
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24			
		農地保全事業	50 55	18 18	25 25			
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策 事業)	50 55	18 18	25 25			
		農業用河川工作物応急対策等事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注11)に該当するものに適用する。		
		農村災害対策整備事業	50 55	18 18	25 25	注16)に該当するものに適用する。 ただし、農村生活維持施設整備(注 21)を除く。		
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	21 21	29 24	注11)に該当するものに適用する。		
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設 に係るもの、公害防止計画に基づく もの及び水質保全施設と併せ行う施 設に適用する。(注13)		
		農村整備						
		集落基盤再編型	50	14	21	農業生産基盤整備に係るもののみ に適用する。(注17)		
		中山間地域総合整備型	55	14	21	農村生活環境整備及び保全管理等 (注21)を除く。		
		農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50 55	14 14	21 21	
		農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				
				(長寿命化対策)	50 55	14 14	21 21	
				(防災減災対策)	50 55 50 50 55 50 55	21 21 42 32 42 32 18 18	29 24 8 18 3 13 25 25	

改正後

現行

H31.4  
(単位：%)

(市町村営：その5)

予 算 区 分 一 般 会 計 ( 歳 出 )	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		沖 縄				
		国庫率	県	市町村		
農業生産基盤整備 事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業				
		農業基盤整備促進事業	80	6	8	
	水利施設等保全高度化事業	(簡易整備型)	80	6	8	
		ため池整備事業				
	農村地域防災減災 事業費	(地震・豪雨対策型)	80	9	11	注8)に該当するものに適用する。
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	80	8	10	注9)に該当するものに適用する。
	用排水施設等整備事業	漏水防除事業				
		用排水施設整備事業	80	8	10	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業				
	農地保全整備事業	80	8	10		
	地域防災機能増進事業	土地改良施設豪雨対策事業				注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	80	9	11	
		農道防災対策工事	80	9	11	
	農業用河川工作物等応急対策事業				注12)に該当するものに適用する。	
	特定農業用管水路等特別対策事業					
	水質保全対策事業	75	11	14	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)	
	公害防除特別土地改良事業					
	農業用施設等災害管理対策事業					
	農村防災施設整備事業	2/3 80 75	12 8 9	17.4 10 13	注16)に該当するものに適用する。 ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。	
	土地改良施設突発事故復旧事業	80	9	11		

(新設)

(市町村営:その6)

H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		沖 縄				
		国庫率	県	市町村		
沖縄振興交付金 事業推進費	沖縄振興公共投資 交付金	農地整備				
		農業基盤整備促進事業	80	6	8	
		水利施設整備				
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	80	6	8	富農環境整備のうち富農用水及び 農業集落環境管理施設整備(注21) を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	80	6	8	
		農地防災				
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	80	9	11	注8)に該当するものに適用する。
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急 整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理 対策事業)	80	8	10	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	80	8	10	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	80	8	10	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策 事業)				
		農業用河川工作物応急対策等事業				
		土地改良施設耐震対策事業	80	9	11	注11)に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	2/3 80 75	12 8 9	17.4 10 13	注16)に該当するものに適用する。 ただし、農村生活維持施設整備(注 21)を除く。
		土地改良施設豪雨対策事業				
水質保全対策事業	75	11	14	水質保全対策のうち水質保全施設 に係るもの、公害防止計画に基づく もの及び水質保全施設と併せ行う施 設に適用する。(注13)		
農村整備						
集落基盤再編型	70	8	13	農業生産基盤整備に係るもののみ に適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等 (注21)を除く。		
中山間地域総合整備型	75	7	11			
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	80	6	8	
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (長寿命化対策)	80	6	8	
		(防災減災対策)	80	9	11	
			75	11	14	
			80	8	10	

改正後

現行

(市町村営：そのア)

H31.4  
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		奄 美		市町村		
		国庫率	県			
農業生産基盤整備 事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業 農業基盤整備促進事業	60	14	18	
		水利施設等保全高度化事業 (簡易整備型)	60	14	18	
	農村地域防災減災 事業費	ため池整備事業 (地震・豪雨対策型)	70 2/3	13 14.4	17 19	注8)に該当するものに適用する。
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	2/3	12	17.4	注9)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業 湛水防除事業				
		用排水施設整備事業	70 2/3	11 12	15 17.4	注10)に該当するものに適用する。
		鉍毒対策事業				
		農地保全整備事業	65	13	17	
		地域防災機能増進事業 土地改良施設豪雨対策事業				注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	2/3	14.4	19	
		農道防災対策工事	2/3	14.4	19	
		農業用河川工作物等応急対策事業	2/3	24.4	9	注12)に該当するものに適用する。
	特定農業用管水路等特別対策事業					
	水質保全対策事業	2/3	14.4	19	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)	
	公害防除特別土地改良事業					
	農業用施設等災害管理対策事業					
	農村防災施設整備事業	70	11	15	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。	
	土地改良施設突発事故復旧事業	2/3	14.4	19		

(新設)

(市町村宮:その8)

H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
		奄 美					
		国庫率	県	市町村			
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地整備					
		農業基盤整備促進事業	60	14	18		
		水利施設整備					
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全部型)	65	14	12	富農環境整備のうち富農用水及び 農業集落環境管理施設整備(注21) を除く。	
		(地域農業水利施設保全部型)	60	14	18		
		農地防災					
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	70 2/3	13 14.4	17 19	注8)に該当するものに適用する。	
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急 整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理 対策事業)	2/3	12	17.4	注9)に該当するものに適用する。	
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	70 2/3	11 12	15 17.4	注10)に該当するものに適用する。	
		湛水防除事業					
		農地保全事業	65	13	17		
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策 事業)					
		農業用河川工作物応急対策等事業	2/3	24.4	9	注12)に該当するものに適用する。	
		土地改良施設耐震対策事業	2/3	14.4	19	注11)に該当するものに適用する。	
		農村災害対策整備事業	70	11	15	注16)に該当するものに適用する。 ただし、農村生活維持施設整備(注 21)を除く。	
		土地改良施設豪雨対策事業					
		水質保全対策事業	2/3	14.4	19	水質保全対策のうち水質保全施設 に係るもの、公害防止計画に基づく もの及び水質保全施設と併せ行う施 設に適用する。(注13)	
		農村整備					
		集落基盤再編型	52	13	21	農業生産基盤整備に係るもののみ に適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等 (注21)を除く。	
		中山間地域総合整備型	70	8	13		
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	60	14	18		
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (長寿命化対策)	65	14	14		
		(防災減災対策)	2/3	24.4	9		
			2/3	14.4	19		
2/3	12	17.4					

改正後

現行

(市町村営:その9)

H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
		離 島					
		国庫率	都県	市町村			
農業生産基盤整備 事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業					
		農業基盤整備促進事業	55	14	21		
		水利施設等保全高度化事業					
		(簡易整備型)	55	14	21		
	農村地域防災減災 事業費	ため池整備事業					
		(地震・豪雨対策型)	60	17	23	注8)に該当するものに適用する。	
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	60	15	20	注9)に該当するものに適用する。	
		用排水施設等整備事業					
		湛水防除事業					
		用排水施設整備事業	60	15	20	注10)に該当するものに適用する。	
		鉱毒対策事業					
		農地保全整備事業	50	18	25		
		地域防災機能増進事業					
		土地改良施設豪雨対策事業					
		土地改良施設耐震対策事業					
		農道防災対策工事					
		農業用河川工作物等応急対策事業					
	特定農業用管水路等特別対策事業						
	水質保全対策事業						
	公害防除特別土地改良事業	50	21	29	注14)に該当するものに適用する。 農業生産基盤整備(注17)に係るもの は、同事業の負担割合を適用する。		
農業用施設等災害管理対策事業							
農村防災施設整備事業	60	15	20	注16)に該当するものに適用する。 ただし、農村生活維持施設整備(注 21)を除く。			
土地改良施設突発事故復旧事業	60	17	23				

(新設)

(市町村営：その10)

H31.4  
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 ( 歳 出 )	事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
		離 島					
		国庫率	都県	市町村			
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地整備					
		農業基盤整備促進事業	55	14	21		
		水利施設整備					
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全部型)	50	14	21	営農環境整備のうち営農用水及び 農業集落環境管理施設整備(注21) を除く。	
		(地域農業水利施設保全部型)	55	14	21		
		農地防災					
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	60	17	23	注8)に該当するものに適用する。	
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急 整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理 対策事業)	60	15	20	注9)に該当するものに適用する。	
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	60	15	20	注10)に該当するものに適用する。	
		湛水防除事業					
		農地保全事業	50	18	25		
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策 事業)					
		農業用河川工作物応急対策等事業					
		土地改良施設耐震対策事業					
		農村災害対策整備事業	60	15	20	注16)に該当するものに適用する。 ただし、農村生活維持施設整備(注 21)を除く。	
		土地改良施設豪雨対策事業					
		水質保全対策事業					
		農村整備					
		集落基盤再編型	50	14	21	農業生産基盤整備に係るものみ に適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等 (注21)を除く。	
中山間地域総合整備型	60	11	17				
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	55	14	21		
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (長寿命化対策)	55	14	21		
		(防災減災対策)	60 60	17 15	23 20		

改正後

現行

H31.4  
(単位：%)

(土地改良区等営：その1)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
		農 林 水 産 省					
		国庫率	都府県	市町村			
農業生産基盤整備 事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業					
		草地畜産基盤整備事業	50	14	13	雑用水施設整備及び利用施設整備 (注21)を除く。	
			55	12	12		
		農業基盤整備促進事業	50	14	13		
			55	14	13		
		水利施設等保全高度化事業					
			(簡易整備型)	50	14	13	
			55	14	13		
		農村地域防災減災 事業費	ため池整備事業				
			(地震・豪雨対策型)				
	(一般整備型) (ため池長寿命化型)		50	18	25	注9)に該当するものに適用する。	
			55	18	25		
	用排水施設等整備事業						
	洪水防除事業		55	19	26		
			50	21	29		
			55	21	24		
	用排水施設整備事業		55	17	22	注10)に該当するものに適用する。	
			50	18	25		
			55	18	25		
	鉱毒対策事業		50	21	29		
			55	21	24		
	農地保全整備事業		50	18	25		
			45	20	28		
			55	18	25		
	地域防災機能増進事業						
	土地改良施設豪雨対策事業						
	土地改良施設耐震対策事業						
	農道防災対策工事						
	農業用河川工作物等応急対策事業	50	42	8	注12)に該当するものに適用する。		
		50	32	18			
55		42	3				
55		32	13				
特定農業用管水路等特別対策事業	50	18	25				
	55	18	25				
水質保全対策事業	55	19	26	水質保全対策のうち水質保全施設 に係るもの、公害防止計画に基づく もの及び水質保全施設と併せ行う施 設に適用する。(注13)			
	50	21	29				
	55	21	24				
公害防除特別土地改良事業							
農業用施設等災害管理対策事業	50	18	25	注15)に該当するものに適用する。			
	55	18	25				
農村防災施設整備事業	50	18	25	注16)に該当するものに適用する。 ただし、農村生活維持施設整備(注 21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地 震防災対策の推進に関する特別措置 法に基づいて実施される避難施設整 備に適用する。			
	55	18	25				
	<2/3>	<12>	<17.4>				
土地改良施設突発事故復旧事業	50	21	29				
	55	21	24				

(新設)

(土地改良区等営：その2)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
		農 林 水 産 省						
		国庫率	都府県	市町村				
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地整備						
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	13 13			
		草地畜産基盤整備事業	50 55	14 12	13 12	雑用水施設整備及び利用施設整備 (注21)を除く。		
		水利施設整備						
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (地域農業水利施設保全型)	50 55	14 14	13 13	営農環境整備のうち営農用水及び 農業集落環境管理施設整備(注21) を除く		
		農地防災						
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)						
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急 整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理 対策事業)	50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。		
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。		
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24			
		農地保全事業	50 45 55	18 20 18	25 28 25			
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策 事業)	50 55	18 18	25 25			
		農業用河川工作物応急対策等事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設耐震対策事業						
		農村災害対策整備事業	50 55 <2/3>	18 18 <12>	25 25 <17.4>	注16)に該当するものに適用する。 ただし、農村生活維持施設整備(注 21)を除く。 <>書は南海トラフ地震に係る地 震防災対策の推進に関する特別措置 法に基づいて実施される避難施設整 備に適用する。		
		土地改良施設豪雨対策事業						
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設 に係るもの、公害防止計画に基づく もの及び水質保全施設と併せ行う施 設に適用する。(注13)		
		農村整備						
		集落基盤再編型	50	14	13	農業生産基盤整備に係るもののみ に適用する。(注17)		
		中山間地域総合整備型				農村生活環境整備及び保全管理等 (注21)を除く。		
		農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50 55	14 14	13 13	
		農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				
				(長寿命化対策)	50 55	14 14	13 13	
				(防災減災対策)	50 55 50 55 50 50 55	21 21 42 32 42 32 18 18	29 24 8 18 3 13 25 25	

(新設)

改正後

現行

(土地改良区等営:その3) H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
		北 海 道						
		国庫率	道	市町村				
農業生産基盤整備 事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業						
		草地畜産基盤整備事業	50 55	14 12	13 12	雑用水施設整備及び利用施設整備 (注21)を除く。		
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	13 13			
		水利施設等保全高度化事業						
		(簡易整備型)	50 55	14 14	13 13			
		農村地域防災減災 事業費	ため池整備事業					
			(地震・豪雨対策型)					
			(一般整備型)	50	18	25	注9)に該当するものに適用する。	
			(ため池長寿命化型)	55	18	25		
	用排水施設等整備事業							
	湛水防除事業		55 50 55	19 21 21	26 29 24			
	用排水施設整備事業		55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。		
	鉍毒対策事業		50 55	21 21	29 24			
	農地保全整備事業		55 50	17 18	22 25			
	地域防災機能増進事業							
	土地改良施設豪雨対策事業							
	土地改良施設耐震対策事業							
	農道防災対策工事							
	農業用河川工作物等応急対策事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。			
	特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	18 18	25 25				
	水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24		水質保全対策のうち水質保全施設 に係るもの、公害防止計画に基づく もの及び水質保全施設と併せ行う施 設に適用する。(注13)		
	公害防除特別土地改良事業							
	農業用施設等災害管理対策事業	50 55	18 18	25 25	注15)に該当するものに適用する。			
	農村防災施設整備事業	50 55	18 18	25 25	注16)に該当するものに適用する。 ただし、農村生活維持施設整備(注 21)を除く。			
	土地改良施設突発事故復旧事業	50 55	21 21	29 24				

(新設)

(土地改良区等営：その4)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		北 海 道				
		国庫率	道	市町村		
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地整備				
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	13 13	
		草地畜産基盤整備事業	50 55	14 12	13 12	雑用施設整備及び利用施設整備 (注21)を除く。
		水利施設整備				
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50 55	14 14	13 13	営農環境整備のうち営農用水及び 農業集落環境管理施設整備(注21) を除く
		(地域農業水利施設保全型)	50 55	14 14	13 13	
		農地防災				
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)				
		ため池等整備事業 (ため池整備工事)	50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。
		(ため池整備工事(特別対策型))				
		(ため池整備工事(都市型緊急 整備事業))				
		(ため池水質改善工事)				
		(ため池等農地災害危機管理 対策事業)				
		(用排水施設整備工事)	55	17	22	注10)に該当するものに適用する。
		(湖岸堤防工事)	50 55	18 18	25 25	
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		農地保全事業	55 50	17 18	22 25	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策 事業)	50 55	18 18	25 25	
		農業用河川工作物応急対策等事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業				
		農村災害対策整備事業	50 55	18 18	25 25	
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設 に係るもの、公害防止計画に基づく もの及び水質保全施設と併せ行う施 設に適用する。(注13)
		農村整備				
		集落基盤再編型	50	14	13	農業生産基盤整備に係るもののみ に適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等 (注21)を除く。
		中山間地域総合整備型				
		農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50 55	14 14
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (長寿命化対策)	50 55	14 14	13 13	
		(防災減災対策)	50 55 50 50 55 55 50 55	21 21 42 32 42 32 18 18	29 24 8 18 3 13 25 25	

(新設)

改正後

現行

(土地改良区等営:その5) H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		沖		總		
		国庫率	県	市町村		
農業生産基盤整備 事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業				
		草地畜産基盤整備事業	2/3	9.4	9	雑用水施設整備及び利用施設整備 (注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	80	6	5	
	農村地域防災減災 事業費	水利施設等保全高度化事業				
		(簡易整備型)	80	6	5	
		ため池整備事業				
		(地震・豪雨対策型)				
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	80	8	10	注9)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				
		湛水防除事業				
		用排水施設整備事業	80	8	10	注10)に該当するものに適用する。
		鉍毒対策事業				
		農地保全整備事業	80	8	10	
		地域防災機能増進事業				
		土地改良施設豪雨対策事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農道防災対策工事				
		農業用河川工作物等応急対策事業				
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業	75	11	14	水質保全対策のうち水質保全施設 に係るもの、公害防止計画に基づく もの及び水質保全施設と併せ行う施 設に適用する。(注13)
公害防除特別土地改良事業						
農業用施設等災害管理対策事業						
農村防災施設整備事業		2/3	12	17.4	注16)に該当するものに適用する。 ただし、農村生活維持施設整備(注 21)を除く。	
		80	8	10		
土地改良施設突発事故復旧事業		75	9	13		
土地改良施設突発事故復旧事業		80	9	11		

(新設)

(土地改良区等営：その6)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		沖 縄				
		国庫率	県	市町村		
沖縄振興交付金 事業推進費	沖縄振興公共投資 交付金	農地整備				
		農業基盤整備促進事業	80	6	5	
		草地畜産基盤整備事業	2/3 75	9.4 7	9 7	雑用水施設整備及び利用施設整備 (注21)を除く。
		水利施設整備				
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	80	6	5	営農環境整備のうち営農用水及び 農業集落環境管理施設整備(注21) を除く
		(地域農業水利施設保全型)	80	6	5	
		農地防災				
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)				
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急 整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理 対策事業)	80	8	10	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	80	8	10	注10)に該当するものに適用する。
		洪水防除事業				
		農地保全事業	80	8	10	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策 事業)				
		農業用河川工作物応急対策等事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農村災害対策整備事業	2/3 80 75	12 8 9	17.4 10 13	注16)に該当するものに適用する。 ただし、農村生活維持施設整備(注 21)を除く。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	75	11	14	水質保全対策のうち水質保全施設 に係るもの、公害防止計画に基づく もの及び水質保全施設と併せ行う施 設に適用する。(注13)
		農村整備				
		集落基盤再編型	70	8	8	農業生産基盤整備に係るもののみ に適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等 (注21)を除く。
中山間地域総合整備型						
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	80	6	5	
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (長寿命化対策)	80	6	5	
		(防災減災対策)	75 80	11 8	14 10	

(新設)

改正後

現行

(土地改良区等営:その7) H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		奄		美		
		国庫率	県	市町村		
農業生産基盤整備 事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業				
		草地畜産基盤整備事業	2/3	9.4	9	雑用水施設整備及び利用施設整備 (注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	60	14	11	
	農村地域防災減災 事業費	水利施設等保全高度化事業 (簡易整備型)	60	14	11	
		ため池整備事業 (地震・豪雨対策型)				
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	2/3	12	17.4	注9)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				
		湛水防除事業				
		用排水施設整備事業	70 2/3	11 12	15 17.4	注10)に該当するものに適用する。
		鉍毒対策事業				
		農地保全整備事業	70	11	15	
		地域防災機能増進事業				
		土地改良施設豪雨対策事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農道防災対策工事				
		農業用河川工作物等応急対策事業	75	24.4	0.6	注12)に該当するものに適用する。
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業	2/3	14.4	19	水質保全対策のうち水質保全施設 に係るもの、公害防止計画に基づく もの及び水質保全施設と併せ行う施 設に適用する。(注13)
		公害防除特別土地改良事業				
		農業用施設等災害管理対策事業				
農村防災施設整備事業	70	11	15	注16)に該当するものに適用する。 ただし、農村生活維持施設整備(注 21)を除く。		
土地改良施設突発事故復旧事業	2/3	14.4	19			

(新設)

(土地改良区等営:その8)

H31.4  
(単位:%)

(新設)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
		奄 美		市町村			
		国庫率	県				
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地整備					
		農業基盤整備促進事業	60	14	11		
		草地畜産基盤整備事業	2/3 70	9.4 8	9 8		雑用水施設整備及び利用施設整備 (注21)を除く。
		水利施設整備					
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全部)	65	14	8		営農環境整備のうち営農用水及び 農業集落環境管理施設整備(注21) を除く
		(地域農業水利施設保全部)	60	14	11		
		農地防災					
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)					
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急 整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理 対策事業)	2/3	12	17.4		注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	70 2/3	11 12	15 17.4		注10)に該当するものに適用する。
		洪水防除事業					
		農地保全事業	70	11	15		
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策 事業)					
		農業用河川工作物応急対策等事業	75	24.4	0.6		注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業					
		農村災害対策整備事業	70	11	15		注16)に該当するものに適用する。 ただし、農村生活維持施設整備(注 21)を除く。
		土地改良施設豪雨対策事業					
		水質保全対策事業	2/3	14.4	19		水質保全対策のうち水質保全施設 に係るもの、公害防止計画に基づく もの及び水質保全施設と併せ行う施 設に適用する。(注13)
		農村整備					
		集落基盤再編型	52	13	13		農業生産基盤整備に係るもののみ に適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等 (注21)を除く。
中山間地域総合整備型							
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	60	14	11		
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (長寿命化対策)	65	14	9		
		(防災減災対策)	75	24.4	0.6		
			2/3 2/3	14.4 12	19 17.4		

改正後

現行

(土地改良区等営:その9)

H31.4  
(単位:%)

予 算 区 分 一 般 会 計 ( 歳 出 )	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		離 島				
		国庫率	都県	市町村		
農業生産基盤整備 事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業				
		草地畜産基盤整備事業	55 60	14 12	13 12	雑用水施設整備及び利用施設整備 (注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	55	14	13	
		水利施設等保全高度化事業				
		(簡易整備型)	55	14	13	
農村地域防災減災 事業費	ため池整備事業	(地震・豪雨対策型)				
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	60	15	20	注9)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				
		湛水防除事業				
		用排水施設整備事業	60	15	20	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業				
		農地保全整備事業	55 50	18 18	25 25	
		地域防災機能増進事業				
		土地改良施設豪雨対策事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農道防災対策工事				
		農業用河川工作物等応急対策事業	60 60	36 34	4 6	注12)に該当するものに適用する。
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業				
		公害防除特別土地改良事業				
農業用施設等災害管理対策事業						
農村防災施設整備事業	60	15	20	注16)に該当するものに適用する。 ただし、農村生活維持施設整備(注 21)を除く。		
土地改良施設突発事故復旧事業	60	17	23			

(新設)

(土地改良区等営:その10)

(新設)

予 算 区 分 一 般 会 計 ( 歳 出 )	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		離 島				
		国庫率	都県	市町村		
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地整備				
		農業基盤整備促進事業	55	14	13	
		草地畜産基盤整備事業	55 60	14 12	13 12	雑用水施設整備及び利用施設整備 (注21)を除く。
		水利施設整備				
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50	14	13	営農環境整備のうち営農用水及び 農業集落環境管理施設整備(注21) を除く
		(地域農業水利施設保全型)	55	14	13	
		農地防災				
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)				
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急 整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理 対策事業)	60	15	20	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	60	15	20	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	55 50	18 18	25 25	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策 事業)				
		農業用河川工作物応急対策等事業	60 60	36 34	4 6	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業				
		農村災害対策整備事業	60	15	20	注16)に該当するものに適用する。 ただし、農村生活維持施設整備(注 21)を除く。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業				
		農村整備				
		集落基盤再編型	50	14	13	農業生産基盤整備に係るもののみ に適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等 (注21)を除く。
中山間地域総合整備型						
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	55	14	13	
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		(長寿命化対策)	55	14	13	
		(防災減災対策)	60 60 60	36 34 15	4 6 20	

改正後	現行
<p>注1) 国庫率の「ア」欄の値は、昭和57年度から平成4年度までの国の負担割合の引き下げは考慮しない場合を示す。又、※印は平成5年度以降の新規制度を示す。</p>	<p>注1) 国庫率の「ア」欄の値は、昭和57年度から平成4年度までの国の負担割合の引き下げは考慮しない場合を示す。又、※印は平成5年度以降の新規制度を示す。</p>
<p>注2) 国庫率の「イ」欄の値は、平成5年度以降の率を示す。</p>	<p>注2) 国庫率の「イ」欄の値は、平成5年度以降の率を示す。</p>
<p>注3) 都道府県及び市町村の負担割合（「ウ」欄及び「エ」欄の値）は、当該事業の国庫率に係る対象事業費に対する割合を示す。</p>	<p>注3) 都道府県及び市町村の負担割合（「ウ」欄及び「エ」欄の値）は、当該事業の国庫率に係る対象事業費に対する割合を示す。</p>
<p>注4) 附帯事業及び併せ行う事業等で、他の事業の国庫補助率を準用している場合は、準用されるそれぞれの事業の「ウ」欄及び「エ」欄の数値を適用する。</p>	<p>注4) 附帯事業及び併せ行う事業等で、他の事業の国庫補助率を準用している場合は、準用されるそれぞれの事業の「ウ」欄及び「エ」欄の数値を適用する。 (例えば、「圃場整備」においてかんがい排水（排水対策特別）を併せ行っている場合のかんがい排水に対応する負担割合は、「かんがい排水」の国庫率「ア」欄50%、「イ」欄50%に対する「ウ」欄及び「エ」欄の数値を適用する。)</p>
<p>(削除)</p>	<p>注5) 圃場整備の施行にあたり、農用地以外の用に供する土地の全部又は一部が用途地域内にある場合の圃場整備事業のガイドライン。</p>
<p>注5) 国営土地改良事業のうち国営総合農地防災事業費、国営かんがい排水事業（併せ行うため池整備）、国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策及び地域防災対策、都道府県土地改良事業のうち農村地域防災減災事業（農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災、公害防除特別土地改良、突発事故復旧）、水利施設等保全高度化事業と併せ行う農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金（農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災）、沖縄振興公共投資交付金（農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災）、農地耕作条件改善事業における防災関連事業（農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災）及び農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策については、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。</p>	<p>注6) 国営土地改良事業のうち国営総合農地防災事業費、国営かんがい排水事業（併せ行うため池整備）、国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策及び地域防災対策、都道府県土地改良事業のうち農地防災事業費補助、農地保全事業費補助、農村環境保全対策事業費補助、農業用施設等災害関連事業費補助及び鉱毒対策事業費補助、農山漁村地域整備交付金（農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災）、地域自主戦略交付金（農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災）、沖縄振興公共投資交付金（農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災）、農村地域防災減災事業（農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災）、公害防除特別土地改良、突発事故復旧）、水利施設等保全高度化事業と併せ行う農村地域防災減災事業、農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災）、農業体質強化基盤整備促進事業における防災関連事業（農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災）、農業基盤整備促進事業における防災関連事業（農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災）、農地耕作条件改善事業における防災関連事業（農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災）及び農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策については、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。</p>
<p>注6) 農地中間管理機構が事業主体となる場合は、都道府県営事業と同様の負担割合とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>注7) 農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）の要領第3の2（1）に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知）の別紙3-1（農地防災に係る運用）の運用1別紙1のIの1（1）及び（4）に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）の別紙4（農地防災に係る運用）の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）の運用1別紙1のIの1（1）及び（4）に掲げるもの。</p>	<p>注7) 農地防災事業実施要綱（昭和40年12月24日付け40農地D第1829号農林水産事務次官依命通知）第2の別表第1の事業の名称の欄の防災ダム事業に係る同表の事業内容の欄の1の（1）から（4）まで、広域防災ため池等整備モデル事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2078号農林水産事務次官依命通知）第2の2の別表1の事業種類の欄の1に係る同表の事業内容の欄の（1）、（2）のア、（3）及び事業種類の欄の2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知）の別紙3-1（農地防災に係る運用）の運用1別紙1のIの1及び運用1別紙6（ため池群整備事業）の第1の2に掲げるもの、地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）。以下「戦略交付金要綱」という。）の別紙12（農地防災事業に係る運用）の運用別紙1のIの1（1）から（4）まで、同運用の運用別紙2（広域防災ため池等整備モデル事業）第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の（1）、（2）のア、（3）及び事業種類の欄の2、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）の別紙4（農地防災に係る運用）の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）の運用1別紙1のIの1及び運用1別紙6（ため池群整備事業）の第1の2に掲げるもの、農山漁村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）の要領第3の2（1）、同要領別紙3第2の1、2、3、農村地域防災減災事業実施要領の一部改正について（平成26年2月6日付け25農振第1921号農林水産省農村振興局長通知）による改正前の農村地域防災減災事業実施要領（以下「H24防災減災事業実施要領」という。）の要領別紙11（広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用）第2の2の別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の（1）、（2）のア、（3）及び同表の事業種類の欄の2、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知）の別紙4-1（農地防災事業に係る運用）の運用別紙1のIの1及び運用別紙6の第1の2に掲げるもの。</p>
<p>注8) 農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）の要領別紙3（ため池整備事業に係る運用）の第2の1（1）及び2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知）の別紙3-1（農地防災に係る運用）の運用1別紙1のIの1（2）、（3）及び（4）、運用別紙6（ため池群整備事業）の第1の2に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）の別紙4（農地防災に係る運用）の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）の運用1別紙1のIの1（2）、（3）及び（4）、運用別紙6（ため池群整備事業）の第1の2に掲げるもの。</p>	<p>このうち農業生産基盤整備とは、農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄の防災ダム事業に係る同表の事業内容の欄の1の（1）から（3）まで、広域防災ため池等整備モデル事業実施要綱第2の2の別表1の事業種類の欄の1に係る同表の事業内容の欄の（1）、（2）のア及び同表の事業種類の欄の2に係る同表の事業内容の欄に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）の運用1別紙1のIの1（1）から（3）までに掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12（農地防災事業に係る運用）の運用別紙1のIの1（1）から（3）まで及び同運用の運用別紙2（広域防災ため池等整備モデル事業）第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の（1）、（2）のア及び同表の事業種類の欄の2に係る同表の事業内容の欄に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙9（農地防災事業に係る運用）の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1の運用別紙1のIの1（1）から（3）までに掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領第3の2（1）、同要領別紙3第2の1、2、H24防災減災事業実施要領の要領別紙11（広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用）第2の2の別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の（1）、（2）のア及び同表の事業種類の欄の2、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1（農地防災事業に係る運用）の運用別紙1のIの1（1）から（3）までに掲げるもの。 農村保全管理施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）の運用1別紙1のIの1（4）のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの、戦略交付金要綱の別紙12（農地防災事業に係る運用）の運用別紙1のIの1（4）のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの及び同運用の運用別紙2（広域防災ため池等整備モデル事業）第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の（3）のうち「防災ため池の保全、管理」に係るもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙9（農地防災事業に係る運用）の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1の運用別紙1のIの1（4）のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの、H24防災減災事業実施要領の要領別紙11（広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用）別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の（3）のうち「防災ため池の保全、管理」に係るもの、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1（農地防災事業に係る運用）の運用別紙1のIの1（4）のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの。</p>



注17) 備考欄の農業生産基盤整備の内容は以下に掲げるものとする。  
農村地域防災減災事業における農業生産基盤整備とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙8（特定農業用管路等特別対策事業に係る運用）の第2の1から3まで、要領別紙13（農村防災施設整備事業に係る運用）の別表1の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の（1）から（5）までに掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）のVの1に掲げるもの、同運用の運用1別紙5（農村災害対策整備事業）の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の（1）、（2）及び（5）から（10）までに掲げるもの、同要領の別紙4-1（農村整備に係る運用）の運用1（農村集落基盤再編・整備事業）の別表の区分欄の1に掲げるものとする。

沖繩振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖繩振興公共投資交付金交付要綱の別紙4（農地防災に係る運用）の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）のVの1に掲げるもの、同運用の運用1別紙5（農村災害対策整備事業）の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の（1）、（2）及び（5）から（10）までに掲げるものとする。

注18) 備考欄の農村保全管理施設の内容は以下に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における農村保全管理施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙12（農村防災施設整備事業に係る運用）の第2要領別紙12別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の（1）から（8）までに掲げるもの。

農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）の運用1別紙5（農村災害対策整備事業）の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の（3）及び（4）並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の（1）から（8）までに掲げるもの。

沖繩振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖繩振興公共投資交付金交付要綱の別紙4（農地防災に係る運用）の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）の運用1別紙5（農村災害対策整備事業）の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の（3）及び（4）並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の（1）から（8）までに掲げるもの。

注9) 備考欄の農業生産基盤整備の内容は以下に掲げるものとする。

農村総合整備の農業生産基盤整備とは、地域整備関連総合整備事業実施要綱（平成8年7月31日付け8構改D第537号農林水産事務次官依命通知）第3の別表の区分の欄の1の事業及び地域開発関連基盤整備事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2488号農林水産事務次官依命通知）第3の（1）の区画整理とする。

農村振興総合整備の農業生産基盤整備とは、農村振興総合整備事業実施要綱（平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通知）第2の5の別表2の区分の欄の1の事業とする。

田園整備の農業生産基盤整備とは、田園整備事業実施要綱（平成10年12月11日付け10構改D第691号農林水産事務次官依命通知）第2の1の別表1の区分の欄の1に係る同表の事業種類の欄の（1）の①から③まで及び（2）の①から③まで並びに同要綱第2の1の別表2（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき実施されるものに限る。）に掲げるものとする。

中山間総合整備の農業生産基盤整備とは、中山間地域総合整備事業実施要綱（平成2年8月1日付け2構改D第475号農林水産事務次官依命通知）第2の1の別表の区分の欄の1、農地環境整備事業実施要綱（平成4年7月15日付け4構改D第457号農林水産事務次官依命通知）第2の2の別表の区分の欄の1及び農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄の中山間地域総合農地防災事業に係る同表の事業内容の欄の1の（1）から（3）までに掲げるものとする。

総合農地防災における農業生産基盤整備とは、農村災害対策整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2074号農林水産事務次官依命通知）第2の2の別表1の区分の欄の1に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）のVの1に掲げるもの、同運用の運用1別紙5（農村災害対策整備事業）の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の（1）、（2）及び（5）から（10）までに掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における農業生産基盤整備とは、戦略交付金要綱の別紙12（農地防災事業に係る運用）の運用別紙1のVの1に掲げるもの、同運用の運用別紙6（農村災害対策整備事業）の第2の運用別紙6別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の（1）、（2）及び（5）から（10）までに掲げるもの、同要綱の別紙19（集落基盤整備事業に係る運用）の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に掲げるもの、同要綱の別紙20（中山間地域総合整備事業に係る運用）の第2の1の別表の区分の欄の1に掲げるもの及び第7の3の規定によりなお従前の例によるとされたもの並びに同要綱の別紙22（農地環境整備事業に係る運用）の第2の2の別表の区分の欄の1に掲げるもの第10の3の規定によりなお従前の例によるとされたもの。

沖繩振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖繩振興公共投資交付金交付要綱の別紙4（農地防災に係る運用）の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）のVの1に掲げるもの、同運用の運用1別紙5（農村災害対策整備事業）の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の（1）、（2）及び（5）から（10）までに掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における農業生産基盤整備とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙6（特定農業用管路等特別対策事業に係る運用）の第2の1から3まで、要領別紙12（農村防災施設整備事業に係る運用）の第2の要領別紙12別表1の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の（1）から（5）までに掲げるものとする。

農村地域復興再生基盤総合整備事業における農業生産基盤整備とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙1（復興再生基盤総合整備事業に係る運用）の第2の3の事業メニューの表の区分の欄の1に掲げるもの、別紙4-1（農地防災事業に係る運用）の運用別紙1のVの1に掲げるもの、同運用の運用別紙2（農村災害対策整備事業）の第2の運用別紙2別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の（1）、（2）及び（5）から（10）までに掲げるもの、同要綱の別紙8-1（中山間地域総合整備事業に係る運用）の第2の1の別表の区分の欄の1に掲げるもの並びに第7の規定によりなお従前の例によるとされたもの。

注10) 備考欄の農村保全管理施設の内容は以下に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）の運用1別紙5（農村災害対策整備事業）の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の（3）及び（4）並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の（1）から（8）までに掲げるもの。

地域自主戦略交付金における農村保全管理施設とは、戦略交付金要綱の別紙12（農地防災事業に係る運用）の運用別紙6（農村災害対策整備事業）の第2の運用別紙6別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の（3）及び（4）並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の（1）から（8）までに掲げるもの。

沖繩振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖繩振興公共投資交付金交付要綱の別紙4（農地防災に係る運用）の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）の運用1別紙5（農村災害対策整備事業）の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の（3）及び（4）並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の（1）から（8）までに掲げるもの。

農村地域防災減災事業における農村保全管理施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙12（農村防災施設整備事業に係る運用）の第2要領別紙12別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の（1）から（8）までに掲げるもの。

農村地域復興再生基盤総合整備事業における農村保全管理施設とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1（農地防災事業に係る運用）の運用別紙2（農村災害対策整備事業）の第2の運用別紙2別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の（3）、（4）及び同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の（1）から（8）までに掲げるもの

注11) 備考欄の水質保全施設及び水質保全施設と併せ行う施設の内容は以下に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における水質保全施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）の運用2（水質保全対策事業）の第1の1の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の（1）に対応する内容の欄のA及びウ、同区分に対応する工種の欄の（2）に対応する内容の欄のAからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の（3）、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の（1）に対応する内容の欄のAからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の（2）並びに同表の区分の欄の5に対応する工種の欄の（1）に掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における水質保全施設とは、戦略交付金要綱の別紙16（水質保全対策事業に係る運用）の第1の2の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の（1）に対応する内容の欄のA及びウ、同区分に対応する工種の欄の（2）に対応する内容の欄のAからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の（3）、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の（1）に対応する内容の欄のAからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の（2）並びに同表の区分の欄の5に対応する工種の欄の（1）に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における水質保全施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙8（水質保全対策事業に係る運用）の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄1に対応する工種の欄の（1）に対応する内容の欄のA及びウ、同区分に対応する工種の欄の（2）に対応する内容の欄のAからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の（3）、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の（1）に対応する内容の欄のAからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の（2）並びに同表の区分の欄の4に対応する工種の欄の（1）に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）の運用2（水質保全対策事業）の第1の1の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の（4）及び同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の（3）から（5）に掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、戦略交付金要綱の別紙16（水質保全対策事業に係る運用）の第1の2の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の（4）、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の（3）から（5）に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における水質保全施設と併せ行う施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙8（水質保全対策事業に係る運用）の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄1に対応する工種の欄の（4）及び同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の（3）から（5）に掲げるものとする。

注19) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成23年4月1日付け22生畜第2433号、22農振第2216号、22林整計第359号、22水港第2429号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、農林水産省林野庁長官、農林水産省水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（以下「H22整備交付金要領」という。）の要領別紙（番号12集落基盤整備事業に係る運用）の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の（2）に対応する内容の欄のウに掲げるものとする。

注20) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の基幹水利施設補修とは、H22整備交付金要領の要領別紙（番号12集落基盤整備事業に係る運用）の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の（2）に対応する内容の欄のカの（ア）の②及び（カ）に掲げるものとする。

（削除）

注21) 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）の要領別紙1（農地整備事業に係る運用）の第3の別表の区分の欄の3、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）の要領別紙1-1（農地整備事業に係る運用）の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙3（草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第10の1の（1）の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の（1）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の（2）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）の運用別紙2（特別型に係る運用）の第3の別表の区分の欄の3、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙10（農村防災施設整備事業に係る運用）の第2の別表1の区分の欄の3、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領の要領別紙1（長寿命化対策）の（1）の（ウ）、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1（農地整備に係る運用）の運用1（農地整備事業）の第2の別表1の区分の欄の3、運用4（草地畜産基盤整備事業）の第10の1の（1）の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の（1）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の（2）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙2（水利施設整備に係る運用）の運用2（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）及び運用3（農業水利施設保全合理化事業）の第2の別表の区分の欄の3、運用5（地域用水環境整備事業）の第1の1（1）の（ア）から（エ）まで、（2）の（ア）から（エ）まで、同要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）の運用1別紙5（農村災害対策整備事業）の運用1別紙5別表1の区分の欄の3、同要領の別紙4-1（農村整備に係る運用）の運用1（農村集落基盤再編・整備事業）の別表の区分の欄の2及び3、同要領の別紙12（効果促進事業に係る運用）の第4、沖縄振興公共投資交付金交付要綱において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1（農地整備に係る運用）の運用1（農地整備事業）の第2の別表1の区分の欄の3、運用4（草地畜産基盤整備事業）の第10の1の（1）の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の（1）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の（2）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、同要綱の別紙15（地域用水環境整備事業に係る運用）の第1の3の（1）の表の区分の欄の1に対応する工種の欄の（1）から（7）まで及び同区分の欄の2、要綱の別紙19（集落基盤整備事業に係る運用）の第1の5の表の区分の欄の2、要綱の別紙20（中山間地域総合整備事業に係る運用）の第2の1の別表の区分の欄の2、要綱の別紙22（農地環境整備事業に係る運用）の第2の2の別表の区分の欄の2、要綱の別紙33（効果促進事業に係る運用）の3、沖縄振興公共投資交付金交付要綱において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1（農地整備に係る運用）の運用1（農地整備事業）の第2の別表1の区分の欄の3、運用4（草地畜産基盤整備事業）の第10の1の（1）の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の（1）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の（2）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、同要領の別紙2（水利施設整備に係る運用）の運用2（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）及び運用3（農業水利施設保全合理化事業）の第2の別表の区分の欄の3、運用5（地域用水環境整備事業）の第1の1（1）の（ア）から（エ）まで、（2）の（ア）から（エ）まで、同要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）の運用1別紙5（農村災害対策整備事業）の運用1別紙5別表1の区分の欄の3、同要領の別紙4-1（農村整備に係る運用）の運用1（農村集落基盤再編・整備事業）の別表の区分の欄の2及び3、同要領の別紙12（効果促進事業に係る運用）の第4に掲げるものとする。

なお、これらの事業等に係る地方負担額については、平成31年度地方債同意等基準（平成31年総務省告示第173号）及び平成31年度地方債同意等基準運用要綱（平成31年4月1日付け総財地第75号、総財公第39号、総財務第43号総務副大臣通知）第一の一の1の規定によるものとする。

注12) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成23年4月1日付け22生畜第2433号、22農振第2216号、22林整計第359号、22水港第2429号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、農林水産省林野庁長官、農林水産省水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（以下「H22整備交付金要領」という。）の要領別紙（番号12集落基盤整備事業に係る運用）の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の（2）に対応する内容の欄のウに掲げるものとする。

注13) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の基幹水利施設補修とは、H22整備交付金要領の要領別紙（番号12集落基盤整備事業に係る運用）の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の（2）に対応する内容の欄のカの（ア）の②及び（カ）に掲げるものとする。

注14) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）の運用1別紙5（農村災害対策整備事業）の第5の2の（1）のウに規定する地域とする。地域自主戦略交付金における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、戦略交付金要綱の別紙12（農地防災事業に係る運用）の運用別紙6（農村災害対策整備事業）の第5の2の（1）のウに規定する地域とする。沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙4（農地防災に係る運用）の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）の運用1別紙5（農村災害対策整備事業）の第5の2の（1）のウに規定する地域とする。農村地域防災減災事業における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙2の1に規定する地域とする。農村地域復興再生基盤総合整備事業における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1（農地防災事業に係る運用）の運用別紙2（農村災害対策整備事業）の第4の2の（1）のウに規定する地域とする。

注15) 地域水ネットワーク再生事業実施要綱（平成21年1月27日付け20農振第1616号農林水産事務次官依命通知）の第2の1の別表の事業内容の欄の1の（1）のウ及びエ、同事業内容の欄の1の（2）及び（3）、生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2161号農林水産事務次官依命通知）の第3の2の別表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の（1）から（3）、中山間地域総合整備事業実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2180号農林水産事務次官依命通知）の第2の1の別表の区分の欄の2、農地環境整備事業実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2183号農林水産事務次官依命通知）の第2の2の別表の区分の欄の2、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1（農地整備に係る運用）の運用1（農地整備事業）の第2の別表1の区分の欄の3、運用4（草地畜産基盤整備事業）の第10の1の（1）の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の（1）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の（2）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、同要領の別紙2（水利施設整備に係る運用）の運用2（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）及び運用3（農業水利施設保全合理化事業）の第2の別表の区分の欄の3、運用5（地域用水環境整備事業）の第1の1（1）の（ア）から（エ）まで、（2）の（ア）から（エ）まで、同要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）の運用1別紙5（農村災害対策整備事業）の運用1別紙5別表1の区分の欄の3、同要領の別紙4-1（農村整備に係る運用）の運用1（農村集落基盤再編・整備事業）の別表の区分の欄の2及び3、同要領の別紙12（効果促進事業に係る運用）の第4、地域自主戦略交付金要綱の別紙1（農地整備事業に係る運用）の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の別紙5（農地整備事業における地域水田農業再編緊急整備に係る運用）の第3の1の別表1の事業の種類別の欄の8及び9並びに同別紙の別表2の事業の種類別の欄の9及び10、同要綱の別紙7（農地整備事業における耕作放棄地解消・発生防止基盤整備に係る運用）の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の別紙11（草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第11の1の（2）の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の（1）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の（2）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、同要綱の別紙12（農地防災事業に係る運用）の運用別紙6（農村災害対策整備事業）の運用別紙6別表1の区分の欄の3、同要綱の別紙15（地域用水環境整備事業に係る運用）の第1の3の（1）の表の区分の欄の1に対応する工種の欄の（1）から（7）まで及び同区分の欄の2、要綱の別紙19（集落基盤整備事業に係る運用）の第1の5の表の区分の欄の2、要綱の別紙20（中山間地域総合整備事業に係る運用）の第2の1の別表の区分の欄の2、要綱の別紙22（農地環境整備事業に係る運用）の第2の2の別表の区分の欄の2、要綱の別紙33（効果促進事業に係る運用）の3、沖縄振興公共投資交付金交付要綱において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1（農地整備に係る運用）の運用1（農地整備事業）の第2の別表1の区分の欄の3、運用4（草地畜産基盤整備事業）の第10の1の（1）の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の（1）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の（2）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、同要領の別紙2（水利施設整備に係る運用）の運用2（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）及び運用3（農業水利施設保全合理化事業）の第2の別表の区分の欄の3、運用5（地域用水環境整備事業）の第1の1（1）の（ア）から（エ）まで、（2）の（ア）から（エ）まで、同要領の別紙3-1（農地防災に係る運用）の運用1別紙5（農村災害対策整備事業）の運用1別紙5別表1の区分の欄の3、同要領の別紙4-1（農村整備に係る運用）の運用1（農村集落基盤再編・整備事業）の別表の区分の欄の2及び3、同要領の別紙12（効果促進事業に係る運用）の第4、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）の要領別紙1（農地整備事業に係る運用）の第3の別表の区分の欄の3、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）の要領別紙1-1（農地整備事業に係る運用）の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙3（草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第10の1の（1）の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の（1）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の（2）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）の運用別紙2（特別型に係る運用）の第3の別表の区分の欄の3、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の要領別紙1（復興再生基盤総合整備事業に係る運用）の第2の3の表の区分の欄の2、同要綱の要領別紙2-1（農地整備事業に係る運用）の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙8-1（中山間総合整備事業に係る運用）の第2の1の別表の区分の欄の2、同要綱の要領別紙9（草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第11の1の（2）の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の（1）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の（2）に対応する工種及び整備内容の欄のエ、区分の欄の利用施設整備事業、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙10（農村防災施設整備事業に係る運用）の第2の別表1の区分の欄の3、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領の要領別紙1（長寿命化対策）の（1）の（ウ）に掲げるものとする。なお、これらの事業等に係る地方負担額については、平成30年度地方債同意等基準（平成30年総務省告示第149号）及び平成30年度地方債同意等基準運用要綱（平成30年4月2日付け総財地第71号、総財公第64号、総財務第60号総務副大臣通知）第一の一の1に規定によるものとする。

注22) 農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号、29生畜第1500号、農林水産省農村振興局長、生産局長通知)の別紙5(農業基盤整備促進事業に係る運用)の第4の2に定める別記様式第1号、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1の運用2(農業基盤整備促進事業)の第5の2に定める別記様式第1号、農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知)の第3の2に定める別記様式第2-1号及び第3の3に定める別記様式第2-2号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。

注23) 国営かんがい排水事業における併せ行うため池整備とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付元構改D第523号農林水産事務次官依命通知)第2の6に掲げるもの。

注24) 国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策及び地域防災対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付元構改D第523号農林水産事務次官依命通知)第2の10に掲げるもの。

注25) 農業競争力強化基盤整備事業のうち水利施設等保全高度化事業の(一般型)及び(特別型)と併せ行う農村地域防災減災事業とは、農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)第3の2に掲げるものうち、農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官依命通知)の要領別表1の事業区分の欄の1の事業に掲げるもの。

注26) 緊急対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号)第2の2(4)に掲げるもののうち、耐震整備を行うもの。

注27) 廃止事業の要綱に基づき採択された地区については、この通達による改正後もなお従前の例による。

注16) 農業体質強化基盤整備促進事業実施要領(平成24年4月6日付け23農振第2636号農林水産省農村振興局長通知)の第4の2に定める別記様式第1号、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1の運用2(農業基盤整備促進事業)の第5の2に定める別記様式第1号、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号、29生畜第1500号、農林水産省農村振興局長、生産局長通知)の別紙5(農業基盤整備促進事業に係る運用)の第4の2に定める別記様式第1号、農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知)の第3の2に定める別記様式第2-1号及び第3の3に定める別記様式第2-2号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。

注17) 国営かんがい排水事業における併せ行うため池整備とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付元構改D第523号農林水産事務次官依命通知)第2の6に掲げるもの。

注18) 国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策及び地域防災対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付元構改D第523号農林水産事務次官依命通知)第2の10に掲げるもの。

注19) 農業競争力強化基盤整備事業のうち水利施設等保全高度化事業の(一般型)及び(特別型)と併せ行う農村地域防災減災事業とは、農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)第3の2に掲げるものうち、農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官依命通知)の要領別表1の事業区分の欄の1の事業に掲げるもの。

(新設)

(新設)